

18 歳未満の方を対象にした福祉制度を掲載しています



所沢市

『こども福祉ガイド』は、**18 歳未満の方**を対象とした 主な福祉制度を中心に掲載しています。

18歳以上の方は、障害福祉課が発行する『障害者福祉ガイド』をご覧頂きますようお願いいたします。

いずれのガイドも所沢市ホームページに掲載されています。

1	障害者手帳			●●● 各種料金割引等 ●●●	
	身体障害者手帳	1	0	鉄道旅客運賃	14
_	療育手帳	1	2	バス運賃	14
	精神障害者保健福祉手帳	1	8	タクシー料金	15
•			4	タクシー使用料の補助	15
2	相談の窓口	(6	自動車ガソリン費補助	16
_	●●市の窓口●●●	(6	有料道路料金	16
a	所沢市役所	2	7	埼玉県思いやり駐車場制度	17
_	所沢市こども支援センター (発達支援エリア)	-	8	駐車禁止除外標章の交付	17
	所沢市立松原学園	$\frac{2}{2}$	9	航空運賃(国内線)	17
_	所沢市保健センター	$\frac{2}{2}$	1	NHK受信料	18
	所沢市教育委員会	$\frac{2}{3}$	0	NTT番号案内「104番」	18
•	● ● 県の窓口 ● ● ●	· ·	12	郵便はがきの無料配布(青い鳥郵便はがき)	18
A	埼玉県総合リハビリテーションセンター	,	B	郵便料金	18
_	所沢特別支援学校	3 F			
_	がいたがえた。 狭山保健所	3	6	福祉用具等	
_	特神保健福祉センター	3	0	補装具費(交付・修理・貸与)の支給	19
_	所沢児童相談所	3	2	補装具費・点字図書の自己負担額の補助	19
_	埼玉聴覚障害者情報センター	4	8	日常生活用具費の支給	20
_	埼玉県医療的ケア児支援センターかけはし		4	住宅改造への補助(居宅改善)	23
v	●●● 民間の窓口 ●●●	4	6	小児慢性特定疾病児童の日常生活用具の給付	24
4	相談支援事業所	4	(3	重度障害児等への紙おむつ購入費の支給	25
	所沢市社会福祉協議会	4	7	軽度・中等度難聴児の補聴器購入費等の助成	25
_		5			
_	成年後見事業	5	7	介護•医療	
4	民生・児童委員	5	0	ホームヘルプサービス	27
	たったイン		_	移動浴そう車の派遣	27
3			8	短期入所(ショートステイ)	27
	特別児童扶養手当(国の制度)	6	_	日中一時支援事業	28
	児童扶養手当(国の制度)	6	_	移動支援事業	29
_	障害児福祉手当(国の制度)	1	-	生活サポート事業	30
_	所沢市重度心身障害福祉手当	7	_	歯科診療所あおぞらの障害児者歯科診療	30
_	難病患者見舞金(市の制度)	8	•	E110/m(7)0500 C5 35F1 E70 EE7105/m	
9	心身障害者扶養共済制度	8	8	通所等による発達支援	
ГА		_		児童発達支援	31
	医療費の助成		_	放課後等デイサービス	31
_	重度心身障害児等医療費助成	9	_	居宅訪問型児童発達支援	31
_	自立支援医療(育成医療・精神通院医療))9 •		保育所等訪問支援	31
_	ひとり親家庭等医療費助成	9	•	もっと知りたい方へ Q&A	32
4	難病に係る医療費助成	10		通所事業所一覧表	33
				事業所マップ	34
5	税金・各種料金割引等			3 21(7)	
^	●●● 税金等の負担軽減 ●●●		9	その他の情報	35
_		-			
_		[1	10	資料	
_				身体障害者障害程度等級表	36
_		12	_	障害者総合支援法の対象疾病一覧	39
_		12	_	マイナンバー制度について	42
_		10	_	では、	43
V	保育料 1	l3 "	Ű	呼音日 マークの心川	

等級別該当事業の一覧(主な制度)

この表は簡略化したものですので

○:おおむね該当 △:状況等によって該当

ı	この表は簡略化したものですので 必ず本文とあわせてご覧ください。		身体障害者手帳			療育手帳			精神障害者			****				
	b y tracestate construction		タ 体 に 古 日 子 阪			3	京月	一中	₹	保健福祉手帳			難 病			
		ページ	1 級	2 級	3級	4 級	5 級	6級	A	А	В	С	1 級	2 級	3 級	難病患者
	特別児童扶養手当(国の制度)	6	0	0	0	Δ			0	0	0	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ
福	障害児福祉手当(国の制度)	7	Δ	Δ					0				Δ			Δ
福祉手当	所沢市重度心身障害福祉手当	7	0	0					0	0	0		Δ	Δ		Δ
当	難病患者見舞金(市の制度)	8														Δ
	心身障害者扶養共済制度	8	0	0	0				0	0	0	0	Δ	Δ		Δ
医	重度心身障害児等の医療費助成	9	0	0	0				0	0	0		Δ	Δ		
療費	難病に係る医療費助成	10														0
T.V.	所得税・住民税・相続税	11	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
税 軽金 減等	贈与税・固定資産税	12	0	0					0	0			Δ			
減等の	自動車税(種別割・環境性能割)	13	0	0	0	Δ	Δ	Δ	0	0			Δ			
	保育料	13	Δ	Δ					Δ	Δ	Δ		Δ	Δ		
	鉄道旅客運賃	14	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	バス運賃	14	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	Δ	Δ	Δ	
	ところバス運賃	14	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	Δ
么	タクシー料金	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
種	タクシー使用料の補助	15	0	0	Δ				0	0			0			
各種料金割引等	自動車ガソリン費補助	15	0	0	Δ				0	0			0			
割引	有料道路料金	16	0	0	Δ	Δ			0	0						
等	駐車禁止除外標章の交付	17	0	Δ	Δ	Δ			0	0			0			
	航空運賃(国内線)	17	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	
	NHK受信料(全額免除)	18	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	
	NTT 番号案内	18	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	
	補装具費(交付・修理・貸与)の支給	19	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ								Δ
福	日常生活用具費の支給	20	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ			Δ
福祉用具等	住宅改造への補助(居宅改善)	23	Δ	Δ												
具 等	小児慢性特定疾病児童の日生具の給付	24														Δ
	重度障害児等へ紙おむつ購入費の支給	25	Δ	Δ					Δ	Δ						
	ホームヘルプサービス	27	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ
	移動浴そう車の派遣	27	Δ	Δ												
介護	短期入所(ショートステイ)	27	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ
•	日中一時支援事業	28	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ
医療	移動支援事業	29	Δ	Δ	Δ				Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ
	生活サポート事業	30	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ
	歯科診療所あおぞら	30							Δ	Δ	Δ	Δ				
诵	児童発達支援	31	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ
通所	放課後等デイサービス	31	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ

1 障害者手帳

● 身体障害者手帳

身体障害者福祉法に定める障害程度に該当すると認定された方に交付される手帳です。障害の種類や程度により1級から6級まで区分されており(→巻末資料)、等級に応じて各種の福祉サービスを利用することができます。

持ち物 ・指定医師の診断による身体障害者診断書(様式は下記窓口にあります)

・マイナンバーに関する書類(40ページ)

窓口 障害福祉課 Tel 2998-9116 Fax 2998-1147

2 療育手帳

療育手帳は、児童相談所(又は知的障害者更生相談所)にて知的障害と判定を受けた人に交付される 手帳です。障害の程度により {⑥ (最重度)、A (重度)、B (中度)、C(軽度) } に区分されており、等 級に応じて各種の福祉サービスを利用することができます。

手帳の区分	A (最重度)	A (重度)	B (中度)	C (軽度)
知能指数	20 以下	21~35	36~50	51~70

*知能指数のほか、心理判定、医学判定、調査結果などを総合的に判断して決定されます。

持ち物 ・母子健康手帳(新規の方)

・マイナンバーに関する書類(40ページ)

・印かん等 *事前に下記窓口にお問合せください。

窓口 こども福祉課 Tel 2998-9223 Fax 2998-9035

(18歳以上は障害福祉課 Tel 2998-9116 Fax 2998-1147)

6 精神障害者保健福祉手帳

統合失調症、そううつ病、うつ病等の精神疾患、てんかん、発達障害又は高次脳機能障害等を有する方で、精神障害のため長期(初診から6ヶ月以上経過)にわたり日常生活又は社会生活に制約がある方を対象とした手帳です。障害の程度により1級から3級まで区分されており、手帳を持つことで税制の優遇措置等を利用できます(有効期間は2年)。

持ち物 ・指定医師の診断による診断書(様式は下記窓口にあります)

- ・マイナンバーに関する書類(40ページ)
- ・印かん

窓口 保健センター健康管理課 こころの健康支援室 Tel 2991-1812 Fax 2995-1178

次の場合 届出して ください

- ・住所、氏名、保護者(18 歳未満の障害者の場合) が変わったとき
- ・障害程度が変わったとき→再申請により等級が変更することがあります。
- ・本人が死亡したとき・・手帳を紛失、破損したとき

サポート手帳について

発達障害(自閉症、アスペルガー症候群、学習障害、ADHD等)のある方について、乳幼児期から成人期に至るまで一貫してよりよい指導を受けたり、様々な生活場面で障害の特性を適切に理解してもらったりするための手帳で、埼玉県が作成したものです。

発達障害のある方やその家族等に配付しています。

窓口 こども福祉課、保健センター健康管理課 こころの健康支援室



2 相談の窓口

● ● 市 の 窓 口 ● ● ●

● 所沢市役所 〒359-8501 所沢市並木 1-1-1 所沢市役所

1	障害福祉課	18 歳以上の身体障害者福祉、知的障害者福祉、障害者 の医療費助成	TEL2998-9116 Fax2998-1147
階	保健医療課	指定難病・小児慢性特定疾病医療費助成の新規受付	Tel2998-9385 Fax2998-9061
	生活福祉課	生活保護、低所得者への援護	Tel2998-9201 Fax2998-9207
	こども支援課	児童手当、子ども医療費、児童扶養手当、子育て支援 の情報提供、ひとり親家庭等自立支援など	Tel2998-9124 Fax2998-9035
2 階	こども福祉課	18 歳未満の療育手帳と障害児福祉、特別児童扶養手 当、サポート手帳の交付	Tel2998-9223 Fax2998-9035
	保育幼稚園課	保育園などへの入園、私立幼稚園補助金	Tel2998-9126 Fax2998-9035
	青少年課	児童館、放課後児童育成	Tel2998-9103 Fax2998-9035

2 所沢市こども支援センター 発達支援エリア (マーガレット)

発達障害またはその心配がある子どもとその保護者に対し、早期からの相談や子どもの特性に応じた 発達支援を行っています。

〒359-1112 所沢市泉町 1861-1 こどもと福祉の未来館内 Tel 2922-2118 Fax 2922-2198

6 所沢市立松原学園

子どもの成長や発達についての相談や情報提供を行っています。

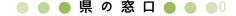
発達障害児を支えるご家族同士の交流の場として、「発達障害児家族のつどい」を実施しています。 〒359-0002 所沢市中富 1535-1 TeL2990-3488 Fax2943-2322

ூ 所沢市保健センター 〒359-0025 所沢市上安松 1224-1

健康管理課		予防接種、がん検診、各種成人検診	Tel2991-1811 Fax2995-1178	
	こころの健康支援室	精神保健福祉(自立支援医療・精神障害者保健福祉手帳・福祉サービスの利用相談)	Tel2991-1812 Fax2995-1178	
健康づくり支援課		健康相談・健康づくりに関する教 育 室・在宅療養され ている方の訪問	TEL2991-1813 Fax2995-1178	
3	ども家庭センター	妊娠届出、乳幼児健康診査、両親学級、プレママクラス、離乳食教室、妊娠期から子育て期までのこどもや家庭に関するあらゆる相談、児童虐待の通告・相談	妊娠・出産担当 TEL2991-1820 母子保健担当 TEL2991-1817 こども相談担当 TEL2991-1824 栄養・歯科担当 TEL2991-1813 (健康づくり支援課内) Fax2995-1178	

6 所沢市教育委員会

教育センター 教育相談室	市内在住の年長児(小学校入学に向けた悩みや心配ごと)や小学生から 18 歳までのお子さんとその保護者の方からの相談(学校や友人関係、不登校)をお受けします。	電話相談 In.2924-3333 こども電話相談 In.2924-3334 〒359-1118 所沢市けやき台 2-44-2
学校教育課 健やか輝き支援室	心理士、警察官 OB、元校長等の専門家による教育相談をはじめ、いじめ、非行問題行動、怠学や非行による不登校等に関わる相談を受け付けています。	 ・学校教育課 TEL2998-9238 Fax2998-9167 ・教育臨床研究エリア 〒359-0042 所沢市並木 6-4-1 生涯学習推進センター内 TEL2993-2816



● 埼玉県総合リハビリテーションセンター

身体障害者更生相談所として、18歳以上の身体障害者の自立支援医療給付、施設入所などについて 医学的、心理学的及び職能的判定を行なうとともに、補装具の処方及び適合判定を行なっています。

知的障害者更生相談所として、知的障害者の施設入所などについて医学的、心理学的及び職能的判定を行い、相談・指導を行っています。

〒362-8567 上尾市西貝塚 148-1 TLO48-781-2222 Fax048-781-1552

2 所沢特別支援学校

幼稚園・保育園や地域の学校に通う子どもの成長や学習面の発達、進路のことなどでお困りの保護者や教員から相談を受けています。

〒359-0003 所沢市中富南 1-1802-7 IL2994-8733 Fax04-2991-1005

❸ 狭山保健所

保健衛生の向上と増進のため、乳幼児から高齢者まで健康等に関する相談や指導を行っています。 〒350-1324 狭山市稲荷山 2-16-1 TeLO4-2954-6212 Fax2954-7535

○ 精神保健福祉センター

地域精神保健福祉の推進を図るため、精神障害者に関する相談業務・社会復帰施設の運営・啓発事業の実施・精神科救急情報センターの運営などを行っています。

〒362-0806 北足立郡伊奈町小室 818-2 ILO48-723-3333 Fax048-723-1550

6 所沢児童相談所

18 歳未満の児童の問題について家庭からの相談に応じ、医学的、心理学的判定を行ない、それに基づいた指導や児童福祉施設への入所などを行っています。

〒359-0042 所沢市並木 1-9-2 TEL2992-4152 Fax2994-1420

次ページに続く⇒

6 埼玉聴覚障害者情報センター

聴覚障害者相談員が、聴覚障害者の日常生活、社会生活上の問題について相談に応じ、関係機関と協力して解決にあたっています。

〒330-0074 さいたま市浦和区北浦和 5-6-5 埼玉県浦和合同庁舎別館 2 F TEL048-814-3353 Fax048-814-3355

□埼玉県医療的ケア児等支援センターかけはし

医療的ケア児とそのご家族の総合相談窓口として、電話やメールでの相談をはじめ、事前の予約による来所相談、必要に応じてスタッフが各地域に出向いて相談に応じます。

〒350-0844 川越市鴨田 1930-1

社会福祉法人埼玉医大福祉会 医療型障害児入所施設 カルガモの家内 In 049-225-5770

●●民間の窓口●●

● 相談支援事業所

地域において生活支援を必要とする在宅の身体障害者、知的障害者、精神障害者を対象(障害児及び その家族の方を含む)に福祉サービスの相談、福祉情報の提供、専門機関の紹介等を行っています。

社会福祉法人 藤の実会	〒359-0031 所沢市下新井 987-1,1F
さぽっと	Tel 2992-7888 Fax 2935-3555
社会福祉法人 皆成会	〒359-1111 所沢市緑町 4-1-12
相談支援事業所 こみゅーと	Tel.2008-3244 Fax2924-3366
社会福祉法人 所沢市社会福祉協議会	〒359-1112 所沢市泉町 1861-1 (こどもと福祉の未来館内)
ところざわ障がい者相談支援センター	Tel2929-1705 Fax2923-4780
社会福祉法人 安心会	〒359-1106 所沢市東狭山ヶ丘 5-916-3
障害者生活支援センター所沢しあわせの里	Tel2921-5566 Fax2921-6666
合同会社 アスミル	〒359-0045 所沢市美原町 3-2971-4
相談支援事業 あすみるとーく	Tel2936-6766 Fax2937-3813
株式会社 がくどう舎	〒359-1145 所沢市山口 5277-2
オ子里ハート	TEL2941-3654 Fax2941-3104
	=3F0 0042 FC/D+++ 2 1 0 100
特定非営利活動法人 バオバブの木 相談支援事業所 Sonik	〒359-0042 所沢市並木 3-1-8-106 IE2935-7883 Fax2935-7883
付談又援事業別 SOUR 特定非営利活動法人 インターメディカル	〒359-1113 所沢市喜多町 13-8-101
相談支援事業所 あるこ	T359-1113 州沢巾吾多町 13-8-101 IELO80-3177-3439 Fax2922-3439
	1
一般社団法人 MeRise R7.4-10 月休止中	〒359-0022 所沢市本郷 215-1
相談みらい図 	Tit.080-7826-7565 Fax2968-7752
株式会社 メルフィス	〒359-1162 所沢市和ケ原 1-37-3-201
相談支援センター 優愛所沢	TEL2937-5433 Fax2937-5434
株式会社 アロハホールディングス	〒359-1111 所沢市緑町 2-7-16、2F
LS所沢	T539-1111 別次印象回 2-7-10、2F IEL2937-6477 Fax2937-6478
株式会社 Hand in Hand	〒359-0038 所沢市北秋津 725-4-101
相談支援事業所結一ゆい	TEL2006-7401 Fax2006-7401
株式会社 エム・ジェイ・カンパニー	〒359-1163 所沢市西狭山ヶ丘 1-2486-4
相談支援事業所のあ	Tel.2938-2231 Fax2938-2230
一般社団法人 ブリーズドゥース	〒359-1151 所沢市若狭 3-2569-28
mint	Tel2935-7396 Fax050-1250-9875
特定非営利活動法人 ゆうき福祉会	〒359-0011 所沢市南永井 867-1(所沢総合今口地左知寺本埋内)
相談支援センターすだち	Til 2945-1038 Fax 2945-1049 次ページに続く⇒

一般社団法人 橘企画	〒359-1162 所沢市和ケ原 2-136-33-103
たちばな総合相談	IEL2997-9037 Fax2997-9038
合同会社ルオーロ	〒359-1115 所沢市御幸町 7-13-707
かえで相談支援	TEL090-4189-8045 Fax2008-3719
インクルード株式会社	〒359-1113 所沢市喜多町 16-7,2F
インクルード相談支援センター所沢	IL2969-0220 Fax2946-7256
一般社団法人 es pyt	〒359-1124 所沢市東住吉 14-22-101
相談支援事業所 mono	IL2936-8766 Fax2936-8516

❷ 所沢市社会福祉協議会

市民が主体となって地域の社会福祉を進めるため、各種活動を行っている民間の団体(社会福祉法人)です。

〒359-1112 所沢市泉町 1861-1 こどもと福祉の未来館内

		福祉サービス利用援助事業・ 成年後見事業	Tel2929-1711	
		手話通訳・要約筆記派遣事務所	Tel2939-5064	
1	行えのセ製	ところざわ就労支援センター	Tel2921-9200	
階	福祉の相談 窓口	所沢市基幹相談支援センター	Tel2929-1705	Fax04-2923-4780
		ところざわ障がい者相談支援センター	Tel 2929-1705	
		生活困窮者自立支援事業・生活福祉資 金貸付	Tel2968-3960	
3	地域福祉推	地域福祉推進、ボランティアセンター	Tel2925-0041	5 04 2025 2440
階	進課	企画総務課	TEL2926-8202	Fax04-2925-3419

❸ 成年後見事業

成年後見制度とは、知的障害・精神障害などにより判断能力が不十分である方について、ご本人の権利や財産を守る支援者(成年後見人等)を選ぶことで、ご本人を法律的に支援する制度です。

窓口 制度全般についての相談 所沢市社会福祉協議会 福祉の相談窓口 TEL2929-1711 Fax2923-4780 〒359-1112 所沢市泉町 1861-1 (所沢市こどもと福祉の未来館1階)

② 民生・児童委員

一定の地域を受け持ち、地域の福祉に関する要望、問題点を把握するための調査や、高齢者、障害者、 生活に困っている人の相談、保護、援助等のために活動しています。

窓口 担当の民生委員についての問い合わせ 地域福祉センター IL2922-2115 Fax2922-2195 〒359-1112 所沢市泉町 1861-1(所沢市こどもと福祉の未来館 3 階)

福祉手当 3

● 特別児童扶養手当(国の制度)

対象 次のいずれかに当てはまる 20 歳未満の児童を養育する父・母又は養育者

- 1.おおむね身体障害者手帳1級~3級、4級の一部又は重度の内科的疾患のある方
- 2.療育手帳 A、A、B の方
- 3.精神疾患・血液疾患等で1又は2と同程度の障害のある方

ただし、次のような場合、支給対象外となります。

- ・児童が施設に入所している場合
- ・児童が障害を理由とする公的年金を受給している場合

手当額

R7.4∼

区分	対象者	手当月額
1級	おおむね身体障害者手帳1級、2級の一部 療育手帳 @、A など	月額 56,800 円
2級	おおむね身体障害者手帳3級、4級の一部 療育手帳B など	月額 37,830 円

支給方法 4月(12~3月分)、8月(4~7月分)、11月(8~11月分)に振込み

所得制限 保護者等に一定以上の所得がある場合、支給停止になります。

窓口 こども福祉課 Tel 2998-9223 Fax 2998-9035

② 児童扶養手当(国の制度)

対象 次のいずれかに当てはまる 18 歳年度末までの児童(又は 20 歳未満で※一定の 障害を有する児童)を養育する父・母・又は養育者

- ① 父母が離婚
- ② 父又は母が死亡
- ③ 父(母)が一定の障害を有する(該当になるか否かは認定医が判定します)
- ④ その他の理由で父(母)がいない など

ただし、次のような場合、支給対象外となります。

・児童が児童福祉施設等(母子生活支援施設等を除く)に入所している場合 など

※児童が一定の障害を有する場合、延長には手続きが必要です。

手当額 ()は一部支給

R7.4 \sim

児童の数	1 人	2人以上1人増すごと
手当月額	46,690 円	11,030 円ずつ加算
丁二八映	(46,680 円~11,010 円)	(11,020 円~5,520 円)

支給方法 5月 $(3\sim4$ 月分)、7月 $(5\sim6$ 月分)、9月 $(7\sim8$ 月分)、11月 $(9\sim10$ 月分)、 1月(11~12月分)、3月(1~2月分)に振込み

所得制限 申請者や同居している扶養義務者に一定以上の所得がある場合や、申請者や児童が公的 年金を受給している場合、手当の一部又は全額が支給停止になります。

窓口 こども支援課 TeL2998-9124 Fax2998-9035

❸ 障害児福祉手当(国の制度)

対象 20 歳未満で、次のいずれかに当てはまる方

- 1.身体障害者手帳1級の一部および2級の一部の方
- 2.療育手帳 A 相当の方
- 3.精神障害者保健福祉手帳1級程度で常時介護を要する方
- 4.重度の内部障害および血液疾患等で日常生活が極度に制限される方

ただし、次のような場合、認定対象外となります。

- ・児童が施設に入所している場合
- ・児童が障害を理由とする公的年金を受給している場合

手当額 月額 16,100 円 R7.4~

支給月 2月(11~1月分)、5月(2~4月分)、8月(5~7月分)、11月(8~10月分) **支給制限** 本人及び扶養義務者に一定以上の所得がある場合、支給停止になります。

窓口 障害福祉課 TEL2998-9116 Fax2998-1147

4 所沢市重度心身障害福祉手当

対象(平成30年8月から対象者・手当月額が変更になりました。)

対 象 者	手当月額
・身体障害者手帳1・2級の方 ・療育手帳 (A) ・Aの方 ・障害程度が障害児福祉手当の支給要件に該当する方(精神障害者も含む) ・精神障害者保健福祉手帳1級の方	9,000円
・療育手帳Bの方 ・精神障害者保健福祉手帳2級の方 ・障害児福祉手当を受給中の超重症心身障害児※1	5,000円

※重度の肢体不自由および知的障害があり、人工呼吸管理などの医療的ケアが必要な方。

ただし、次の方は認定対象外となります。

・施設に入所している方

支給制限 住民税が課税されている方、障害児福祉手当を受給している方(超重症心身障害児を除く) は、支給停止になります。

支給月 2月(11~1月分)、5月(2~4月分)、8月(5~7月分)、11月(8~10月分)

窓口 障害福祉課 Tel 2998-9116 Fax 2998-1147

6 難病患者見舞金(市の制度)

下記の難病患者に1人1回見舞金を支給しています(おひとり生涯1回限り)。

対象 所沢市に住民登録があり、特別障害者手当、障害児福祉手当又は所沢市重度心身障害福祉 手当の支給を受けていない方で、保健所にて「指定難病医療受給者証」「特定疾患医療受 給者証」「指定疾患医療受給者証」「小児慢性特定疾病医療受給者証」のいずれかの交付 を受けている方

見舞金額 25,000円

持ち物 ・上記4種類の受給者証のいずれか(コピー可)

・振込先となる金融機関名、口座番号のわかるもの(18歳以上は本人名義)

窓口 障害福祉課 TEL2998-9116 Fax2998-1147

③ 心身障害者扶養共済制度

心身障害児(者)の保護者が加入し掛金を納め、保護者が死亡又は重度障害者になったとき、心身障害児(者)に年金が支給される制度です。

加入対象 県内に居住する 65 歳未満の保護者で次のいずれかに該当する障害者を扶養している方 (特別の疾病や障害のない方)

- 1.身体障害者手帳1級~3級の方
- 2.療育手帳所持者
- 3.精神又は身体の障害が1.又は2.と同程度の方
- **掛金** · b
- ・加入者の加入時の年齢によって決まります。なお、平成 20 年 4 月の制度改正にともない掛金額が変更となりました。
 - ・加入者が65歳になり、かつ継続して20年以上加入した場合は納める必要がなくなります。
 - ・納付が困難な加入者には掛金減免を行っています。

掛金額(1口あたり月額)

加入時の年齢	~34	35~39	40~44	45~49	50~54	55~59	60~64
性人筋 (日茄)	9,300	11,400	14,300	17,300	18,800	20,700	23,300
掛金額(月額)	円	円	円	円	円	円	円

▲新規加入される場合の金額です。平成20年3月以前に加入された方の掛金とは異なります。

年金額 1口加入の場合・・・月額2万円(2口加入の場合は月額4万円)

窓口 障害福祉課 TEL2998-9116 Fax2998-1147

4

医療費の助成

❶ 重度心身障害児等医療費助成

対象 ・身体障害者手帳1級~3級の方

・療育手帳 A、A、Bの方

・精神障害者保健福祉手帳1級の方(精神疾患にかかる入院費用は助成対象外)

内容 各種医療保険制度における医療費の一部負担金を助成します。(本人に一定以上の所得が

ある場合、支給停止になります。)

窓口 障害福祉課 TeL2998-9116 Fax2998-1147

2 自立支援医療 対象要件等は事前にお問合せください。

● 育成医療

対象 身体に一定の障害があるか、現在ある疾患に対する治療をしないと将来一定の障害を残す と認められる 18 歳未満の児童で、手術等の治療により確実な治療効果を期待できる方

費用 医療費の1割(所得に応じた負担上限月額あり)

窓口 こども福祉課 TeL2998-9223 Fax2998-9035

● 精神通院医療

対象 精神疾患のために継続した通院治療が必要な方

費用 医療費の1割(所得に応じた負担上限月額あり)

窓口 保健センター健康管理課 こころの健康支援室 Tel 2991-1812 Fax 2995-1178

❸ ひとり親家庭等医療費助成

対象 ・母子家庭の母及び 18 歳年度末までの児童(一定の障害のある児童は 20 歳未満。以下同じ)

- ・父子家庭の父及び 18 歳年度末までの児童
- ・父母のない 18 歳年度末までの児童とその養育者
- ・父 (又は母) に一定の障害のある家庭の 18 歳年度末までの児童及びそれを養育する母 (又は父)

※所得制限があります。

内容 各種医療保険制度における医療費の一部負担金を助成します。

窓口 こども支援課 Tel 2998-9124 Fax 2998-9035



医療費が高額になったとき(高額療養費制度について)

同じ人がひと月に医療機関に支払った窓口負担が一定の金額(自己負担限度額)を超えた場合、申請によりその超えた分があとから支給される制度です。なお、あらかじめ「限度額適用認定証」又は「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付を受け、医療機関へ呈示した場合は、医療機関ごとのひと月の窓口負担は自己負担限度額までになり、あとからの申請が不要となります。

窓口 所沢市国民健康保険に加入している方: 国民健康保険課 Tel2998-9131 Fax 2998-9061 後期高齢者医療保険に加入している方: 国民健康保険課(後期担当) Tel2998-9218Fax2998-9061 上記以外の健康保険に加入している方: お持ちの保険証の発行元へお問合わせください。

④ 難病に係る医療費助成

埼玉県では、県が指定した疾患について「指定難病医療受給者証」「特定疾患医療受給者証」「指定 疾患医療受給者証」「小児慢性特定疾病医療受給者証」の交付を行い、医療費の負担軽減を図っていま す。毎年度更新が必要です。

指定難病とは(令和6年4月から341疾病)

難病のうち以下のような要件を満たすものについて厚生科学審議会(指定難病検討委員会)が審 議を行い、厚生労働大臣が指定します。

- ・発病の機構が明らかでないこと
- ・治療方法が確立していないこと
- ・長期の療養を必要とすること
- ・患者数が日本国内で一定の人数に達しないこと
- ・診断に関し、客観的な指標による一定の基準が定まっていること

小児慢性特定疾病とは(令和3年11月から788疾病)

以下の要件の全てを満たすもののうちから、厚生労働大臣が定めるものをいいます。

- ・慢性に経過する疾患であること
- ・生命を長期に脅かす疾病であること
- ・症状や治療が長期にわたって生活の質を低下させる疾病であること
- ・長期にわたって高額な医療費の負担が続く疾病であること

<対象年齢>

18 歳未満(18 歳到達後も引き続き治療が必要と認められる場合には、20 歳未満の者を含む。)

<対象疾患群>

- (1) 悪性新生物 (2) 慢性腎疾患 (3) 慢性呼吸器疾患 (4) 慢性心疾患

- (5) 内分泌疾患
- (6)膠原病
- (7)糖尿病
- (8) 先天性代謝異常

- (9) 血液疾患 (10) 免疫疾患 (11) 神経・筋疾患 (12) 慢性消化器疾患
- (13) 染色体または遺伝子に変化を伴う症候群 (14) 皮膚疾患 (15) 骨系統疾患

- (16) 脈管系疾患
- ※ 重症度や市民税額等に応じて自己負担額が変わります。
- ※ 対象疾患名や給付制度の詳細については、下記までお問い合わせください。
- ・狭山保健所 保健予防推進担当 TEL2941-6557 Fax2954-7535 窓口
 - ・保健医療課 (新規申請のみ) Tel 2998-9385 Fax 2998-9061

5

税金・各種料金割引等

●●税金の軽減●●●

● 所得税

障害者が所得税の納税義務者本人又は控除対象配偶者・扶養親族の場合、下表の控除額が所得金額から差引かれます。

区分	障 害 内 容	控 除 額
特別障害者控除	・身体障害者手帳1、2級 ・療育手帳 ④、A ・精神障害者保健福祉手帳1級	40 万円
	同居する控除対象配偶者又は扶養親族が 上記に該当する場合	75 万円
障害者控除	・身体障害者手帳3級〜6級 ・療育手帳 B、C ・精神障害者保健福祉手帳2、3級	27 万円

窓口 所沢税務署 〒359-8601 所沢市並木 1-7 IE2993-9111 ただし、給与から源泉徴収されている場合は勤務先の給与担当へ

2 住民税

障害者が住民税の納税義務者本人又は控除対象配偶者・扶養親族の場合、下表の控除額が所得金額から差引かれます。

_			
	区 分	障 害 内 容	控 除 額
	特別障害者控除	・身体障害者手帳1、2級 ・療育手帳 @、A ・精神障害者保健福祉手帳1級	30 万円
		同居する控除対象配偶者又は扶養親族が 上記に該当する場合	53 万円
	障害者控除	・身体障害者手帳3級〜6級 ・療育手帳 B、C ・精神障害者保健福祉手帳2、3級	26 万円

※住民税は本人の合計所得金額が135万円以下であるときは非課税となります。

窓口 市民税課(市役所 2 階) Tel 2998-9064 Fax 2998-9409

❸ 相続税

障害者が相続により財産を取得した場合、相続税額から一定額が控除されます。

区分	障 害 内 容	控 除 額
特別障害者控除	・身体障害者手帳1、2級 ・療育手帳 @ 、A ・精神障害者保健福祉手帳1級	(85 歳―現在の満年齢) ×20 万円
障害者控除	・身体障害者手帳3級〜6級 ・療育手帳 B、C ・精神障害者保健福祉手帳2、3級	(85 歳―現在の満年齢) ×10 万円

窓口 所沢税務署 〒359-8601 所沢市並木 1-7 Tel 2993-9111

4 贈与税

一定の信託契約に基づいて特別障害者を受益者とする財産の信託があったときは、その信託受益権の価額のうち 6,000 万円までは贈与税がかかりません。なお、財産を信託する際に「障害者非課税信託申告書」を、信託会社を通じて税務署に提出する必要があります。

対象・身体障害者手帳1級、2級の方

・療育手帳 A 、Aの方

・精神障害者保健福祉手帳1級の方

窓口 所沢税務署 〒359-8601 所沢市並木 1-7 Tel 2993-9111

母 固定資産税

平成28年4月1日から令和8年3月31日までの間に下記の方が居住する住宅(※1新築された日から10年以上を経過した市内に所在している住宅)にバリアフリー改修工事が行われ、改修に自己負担額が50万円を超えた場合に、翌年度分(1年間)の固定資産税額(100㎡分を限度)の1/3が減額されます。

対象 障害のある方(地方税法施行令第7条該当)

*対象となる工事内容など制度の詳細は下記窓口に確認願います。

窓口 資産税課(市役所 2 階) Tel 2998-9068 Fax 2998-9409

※1 新築住宅軽減、耐震改修軽減等を受けている住宅、又は貸家住宅を除く

⑥ 自動車税(種別割・環境性能割)・軽自動車税(種別割・環境性能割)

障害者又は障害者と同一生計にある方が所有する自動車を障害者のために使用する場合、自動車税 (種別割・環境性能割)及び軽自動車税(種別割・環境性能割)が減免されます。

対象 下表のとおり〈障害者1人に対し自動車(又は軽自動車)1台に限ります。〉

	障害区分		減免の対象		
	視覚		1~3級、視力障害4級の1(4級のうち視力の良い方の眼の視力が0.08~0.1)		
	聴覚		2、3級		
	平衡機能		3級		
	音声又は言語機能		3級(喉頭摘出者に限る)		
4 / 2	肢体不自由	上肢	1、2級		
身体障害		下肢	1~6級		
者手帳		体幹	1~3級、5級		
	乳幼児期以前の非進 行性脳病変による運 動機能障害	上肢	1、2級		
		移動	1~6級		
	内部障害 (心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう又は直腸、小腸、免疫、肝臓)		1級及び3級(免疫機能障害・肝臓機能障害は1級~3級)		
療育手帳			(A) 、 A		
精神障害者	保健福祉手帳		1級(自立支援医療(精神通院医療)を受けているものに限る)		

- ・自動車の取得時期、申請時期により減免内容が異なります。制度詳細や申請期限、持参する書類等については、下記問い合わせ先へお問合せください。
- ・身体障害者手帳の障害名が「脳梗塞による左上肢機能障害、左下肢機能障害」というような複数の障害がある場合は、障害区分ごとの等級(上肢〇級、下肢〇級)を確認する必要があるため、該当する方は障害福祉課(18 歳未満はこども福祉課)で「証明書」の発行を受けてください。

問合せ ●自動車税(種別割)

所沢県税事務所 所沢市並木 1-8-1 TEL2995-2137 Fax2998-4408

- ●自動車税(環境性能割)・軽自動車税(環境性能割) 埼玉県自動車税事務所 所沢支所 所沢市牛沼 690-1 TEL2998-1321 Fax2991-1009
- ●軽自動車税(種別割)

市民税課 TeL2998-9064 Fax2998-9409

●障害等級証明書

障害福祉課 TEL2998-9116 Fax2998-1147

こども福祉課 TEL2998-9223 Fax2998-9035(18歳未満)

❷ 保育料

子ども・子育て支援法による保育園、認定こども園、地域型保育事業に在園する児童の同一世帯に 心身障害児(者)がいる場合、減免申請をすると保育料の認定階層が2階層低位になります。

対象 在園児童の同一世帯に下記の手帳を所持している方がいる世帯

- ・身体障害者手帳1級、2級 ・療育手帳A、A、B
- ·精神障害者保健福祉手帳1級、2級

窓口 保育幼稚園課 Tel2998-9126 Fax2998-9035

※減免申請のあった翌月の保育料から適用されます。(遡及適用不可)

●●各種料金割引等●●

❶ 鉄道旅客運賃

対象 JR の場合

	区分	割引対象	割引率	割引区間
身体	単独で利用	普通乗車券	5割	片道 100 キロを 超える区間*
で 障害 者 手	介護者付添いで利用 (第1種身体障害者のみ*)	普通乗車券 定期券 回数券 急行券	5割 (介護者も 同率割引)	全線
帳	12 歳未満の第2種身体障害 者が介護者付き添いで利用	定期券	5割 (介護者のみ)	全線
	単独で利用	普通乗車券	5割	片道 100 キロを 超える区間*
療育手帳	介護者付き添いで利用 (@,Aの方のみ)	普通乗車券 定期券 回数券 急行券	5割 (介護者も 同率割引)	全線
	12 歳未満でB,Cの方が介護 者付添いで利用	定期券	5割 (介護者のみ)	全線
精神	単独で利用	普通乗車券	5割	片道 100 キロを 超える区間*
障害者保	第1種精神障害者の方と介護 者の方	普通乗車券 定期券 回数券 急行券	5割 (介護者も 同率割引)	全線
健福祉手帳	12歳未満の第2種精神障害者の方と介護者の方	定期券	5割 (介護者のみ)	全線

- *西武鉄道のみの利用では片道 50 キロ以上(私鉄の運賃割引は JR の場合に準じます)
- *第1種、第2種身体障害者の区分について→巻末の等級表に表示しています。

利用方法 乗車券購入の際に、発売窓口で手帳を呈示します。

- ・SuicaやPASMO等、ICカード乗車券で障害者割引ができます。
- ・「えきねっと」で障害者割引乗車券が購入できます。

(※事前に障害者手帳の内容とマイナンバーカードの登録が必要です。)

問合せ JR各駅又は私鉄各駅まで

※西武鉄道お客様センター Tel0570-005-712

※ J R東日本テレホンセンター TeL050-2016-1600

び バス運賃

身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳(写真貼付のある手帳に限る)の交付を受けた方が県内発着のバスを利用する場合、運賃が5割引になります。(定期券は3割引)

第1種身体障害者および療育手帳をお持ちの方は介護者も同率割引になります。

利用方法 バスを降車する前に運転手に手帳またはミライロ ID を呈示します。

(PASMO 等交通系 IC カードの場合も同様)

問合せ 各バス会社営業所

※西武バスの場合:所沢営業所(Tel 2942-8864)

ところバス・ところワゴンの運賃

所沢市在住の方(住民票がある方)で次の手帳等をお持ちの方は、ところバス・ところワゴンを無料で利用できます。**都市計画課、各まちづくりセンター、市民課サービスコーナーあるいは下表の担当窓口**で『特別乗車証』の交付を受けてください。郵送又は電子申請でも可能です

身体障害者手帳(旅客運賃減額第1種は介護者1名も無料) 療育手帳(介護者1名も無料) 特定疾患(小児慢性特定疾病・指定疾患)医療受給者証 指定難病医療受給者証 精神障害者保健福祉手帳 障害福祉課又は こころの健康支援室へ

都市計画課 TEL2998-9192 Fax2998-9163 障害福祉課 TEL2998-9116 Fax2998-1147

❸ タクシー料金(手帳呈示による割引)

割引率 メーター表示額の 10% ※種別がわかるよう写真欄をご呈示ください。

利用方法 身体障害者手帳又は療育手帳の呈示

問合せ 各タクシー事業者

④ タクシー使用料の補助(**⑤**自動車ガソリン費補助との選択になります)

対象

補助対象者 (在宅の方 が対象となります)			配付枚数 (1年度につき)	
	1	透析患者の方	一般	90 枚
	級	透析志有の力	生活保護受給者	
身体	拟	透析患者以外		60 枚
障害者	2 肢体不自由の方級 上記以外			
手帳				
	3級のうち下肢・体幹障害の方			30 枚
療育手帳	④ の方			60 枚
次日 J IX	Α	の方		30 枚
精神障害者 保健福祉手帳	1 級(7)万			60 枚

ただし、施設に入所している方、3ヵ月以上継続して入院している方は補助対象外となります。

- *車椅子等で福祉タクシー(車椅子・寝台車)をご利用の方には福祉タクシー利用券と同じ枚数の介助料等利用券を交付します。
- *福祉タクシー利用券は一般・福祉タクシーに乗車の際、乗車料金(障害者割引後の料金)が初乗運賃相当額の2倍以上になる場合に 限り、一回につき2枚までご利用できます。1枚の補助は初乗運賃相当額(上限500円)
- *介助料等利用券は福祉タクシーでのみ利用でき、福祉タクシー利用券と一緒に利用することで1枚1,000円までの補助となります。 2枚までご利用になれます。要件、手続方法などはお問合せください。
- *上記③のタクシー料金の割引と併用が可能です。
- *タクシー券は、申請月からの適用になります。年度途中で申請される場合には、上記の枚数から月割した分を配付します。

持ち物 手帳

窓口 障害福祉課 Tel 2998-9116 Fax 2998-1147

⑤ 自動車ガソリン費補助 (⑥タクシー券との選択になります)

対象

, ,				
補助	補助対象者(在宅の方 のみ)	補助金の上限額(申請月から適用)		
区分	無助対象者(生もの方 のの)	対象者が運転	同一生計者が運転	
I	1級・2級の下肢・体幹障害者	月額 3,000 円	月額 1,500 円	
	1級・2級の身体障害者(I区分以外)			
	3級の下肢・体幹障害者	日殖 1 500 円		
II 療育手帳@・A所持者		月額 1,500 円		
	精神障害者保健福祉手帳1級所持者			
ただし、施設に入所している方、3ヵ月以上継続して入院している方は補助対象外となります。				

対象車両 障害者本人又は同一生計者が所有する車両1台(法人名義は不可)

運転者 障害者本人又は同一生計者

持ち物 手帳、運転免許証(※)、自動車検査証、本人名義の金融機関の通帳

※マイナ免許証のみお持ちの方は、お手持ちのスマートフォン等で免許情報を提示していただく 必要があります。(スクリーンショットまたは印刷も可)

窓口 障害福祉課で事前に認定を受けてください。Tel 2998-9116 Fax 2998-1147

 有料道路料金対象			
		運 転 者	自動車の範囲
	第1種身体障害者	本人又は介護者	本人、配偶者、直系血族及びその配偶者、兄弟姉妹及び その配偶者並びに同居の親族等が所有する車
	療育手帳A、Aの方	介護者	(これらの者が所有していない場合は、当該障害者を日 常的に介護している者が所有する車)
	第2種身体障害者	本人	本人、配偶者、直系血族及びその配偶者、兄弟姉妹及び その配偶者並びに同居の親族等が所有する車

[※]割引適用は手帳所持者本人が同乗している場合に限ります。

割引率 50%割引

	ETCを利用しない場合	ETCを利用する場合
利用方法	料金所で手帳(市で車両登録の押印又は シール貼付を受けたもの)を呈示して割 引を受けます。	ETCカードを車載器に挿入してETCレーンを通過すると、システム上でデータを確認し、割引処理されます。ただし、有料道路事業者が設置する窓口への事前の登録が必要です。
持ち物	 障害者手帳 自動車検査証 *割賦購入、リース車両の場合は、割賦・リース契約書が必要です。 	左記に加えて、 ③ ETC カード(原則、保護者名義のもの) ⑤ ETC 車載器セットアップ申込 書又は証明書

窓口 こども福祉課 TeL2998-9223 Fax2998-9035 (18 歳以上は障害福祉課 TeL2998-9116 Fax2998-1147)



※令和 5 年 3 月 27 日から、料金所の一般レーンで有料道路割引のシールが貼付された手帳を提示すれば、登録していない車両(親類や知人の車、車検時の代車、レンタカー、タクシー等)でも割引を受けられるようになりました。詳しくは、下記ホームページをご覧ください。

東日本高速道路株式会社(外部サイト) https://www.driveplaza.com/etc/dis/etc dis handicapped/

[※]第2種身体障害者の場合、本人に運転免許がない場合は、当制度はご利用いただけません。

り埼玉県思いやり駐車場制度(パーキング・パーミット制度)

埼玉県では駐車区画の適正利用を目的とした「埼玉県思いやり駐車場制度」を実施しています。 県への電子・郵送申請のほか、市窓口(障害福祉課)でも対象となる方に利用証を配布しています。

窓口 埼玉県福祉政策課 ☎048-830-3223 Fax 048-830-4801

③ 駐車禁止除外標章の交付

駐車禁止区域内(法定禁止区域内を除く)でも、交通の妨げにならなければ駐車できます。 **対象**

※身体障害者手帳等級表(巻末)参照

	障害の区分	障害の級別		
	視覚障害		1級から3級までの各級及び4級の1 ※	
	聴覚障害		2級及び3級	
	平衡機能障害		3級	
	上肢不自由		1級、2級の1及び2級の2 ※	
身	下肢不自由		1級から4級までの各級	
体	体幹不自由		1級から3級までの各級	
障	乳幼児期以前の非進行性の 脳病変による運動機能障害	上肢機能	1級及び2級(一上肢のみに運動機能障害	
害			がある場合を除く)	
者		下肢機能	1級から4級までの各級	
手	心臓機能障害			
帳	じん臓機能障害		1級及び3級	
'-	呼吸器機能障害			
	ぼうこう又は直腸の機能障害			
	小腸機能障害			
	ヒト免疫不全ウイルスによる気	免疫機能障害	1級から3級までの各級	
	肝臓機能障害		1級から3級までの各級	
療育手帳		(A) 、 A		
精神障害者保健福祉手帳		1 級		

窓口 所沢警察署 所沢市並木 1-6-1 Tel 2996-0110 **持ち物** ①手帳 ②自動車検査証 ③その他必要と認める書面

② 航空運賃(国内線)

航空機を利用する際に、国内線の運賃が割引になる場合があります。 詳細は各航空会社のサイトで「障害者割引」等で検索しご確認ください。

対 象 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方

手続き 搭乗券を購入する際、各社の定める方法で事前登録等が必要な場合がありますのでご利用 される航空会社のサイトをご確認ください。

① NHK受信料

対 象 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を所持する方がいる世帯で、<u>世帯</u>

員全員が市町村民税非課税で、その世帯の中に契約者がいる場合に全額免除になります。

手続き 証明書の交付を受け、NHK さいたま放送局へ提出します。

〒330-9310 さいたま市浦和区常盤 6-1-21 NHK さいたま放送局 Tel048-833-2045

証明書の交付

・身体障害者手帳または療育手帳をお持ちの方 障害福祉課 TeL2998-9116 Fax2998-1147

・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方 こころの健康支援室 Tel 2991-1812 Fax 2995-1178

それぞれ、①手帳 ②印かん を持参

※全額免除を受ける場合、最近所沢市に引越してきた 世帯については、世帯員全員の前住所地で発行された 非課税証明書が必要です。

① NTT番号案内「104番」(2026年3月31日でサービス終了予定)

104番の電話番号案内を利用する際、あらかじめ登録した電話番号と暗証番号を申し出ることにより、オペレーターが確認のうえ、無料になります。

対象

	・視覚障害1級~6級
身体障害者手帳	・肢体不自由者(上肢・体幹・脳原性運動機能障害) 1 、 2 級
	・聴覚障害 2、3、4、6 級
	・音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害 3、4級
療育手帳	すべて対象
精神障害者保健福祉手帳	すべて対象

申込み フリーダイヤル「0120-104-174」又は「116」で登録手続きができます。

受付時間 9:00~17:00 (土日祝日及び年末年始 (12/29~1/3) は除く)

ゆ 郵便はがきの無料配布 (青い鳥郵便はがき)

身体障害者1、2級の方、療育手帳 A、Aの方に年1回はがき20枚を無料で配布します。

申込み 4~5月頃に最寄りの郵便局に申込みます(手帳持参)。

問合せ 所沢西郵便局(若狭 2-2594-1 TeL0570-943-158)又は最寄りの郵便局

® 郵便料金

点字郵便物、点字ゆうパックについては、郵便物の内容により料金が割引になります。詳細は下記へ お問合せください。

間合せ 所沢西郵便局(若狭 2-2594-1 TeL0570-943-158) 又は最寄りの郵便局

その他の割引サービスについて

障害者手帳による割引サービスは、上記掲載のほかにも事業者が独自で行っているものがあります。割引の対象や内容を事業者に確認のうえ、ご利用ください(市役所での事前手続きは不要です)。

《割引の例》

- ・動物園、水族館、美術館、博物館など
- ・遊園地、テーマパーク
- ・携帯電話の料金

6 福祉用具等

● 補装具費(交付・修理・貸与)の支給

身体障害児等の身体機能を補完・代替するものとして、補装具を購入・修理・貸与をする場合にその 費用を助成します**(購入前の申請が必要)**。

障害区分	補装具の種類
視覚障害者	義眼、眼鏡(色めがねは含まない)、視覚障害者安全つえ
聴覚障害	補聴器(電池交換は含まない)
上下肢及び言語障害	重度障害者用意思伝達装置
肢体不自由	義手、義足、装具、車いす、座位保持装置、歩行器、 歩行補助杖(1 本杖は含まない) など

対象 身体障害者手帳の交付を受けた方、難病患者の方

(上表の障害区分に応じた補装具が対象)

自己負担・非課税世帯は自己負担額0円です。

・課税世帯は1割が自己負担です(所得に応じた上限月額あり)。

→市では自己負担額を全額助成しています(②を参照)。

窓口 こども福祉課 Tel 2998-9223 Fax 2998-9035

※事前に必要書類等をご案内しますので、お問合せください。

※治療用装具の場合は健康保険をご利用ください。

② 補装具費の利用者負担額·点字図書の自己負担額の補助

補装具費の利用者負担額及び点字図書の自己負担額を補助します。補装具費は利用者負担額の全て、 点字図書は半額を助成します。

持ち物・自己負担額補助金交付申請書

- ・業者が発行する領収書(利用者負担額又は自己負担金と同額のもの)
- ・保護者名義の金融機関の口座
- ・マイナンバーに関する書類(40ページ参照)
- ・印かん

❸ 日常生活用具費の支給

重度障害児等が日常生活用具の購入等をする場合に、その費用を助成します(購入前の申請が必要)。

- **自己負担** ・非課税世帯は自己負担額0円です。
 - ・課税世帯は5%が自己負担です(ただし排泄管理支援用具は0%)。
 - ・点字図書は、発行先の出版社等が指定する金額が自己負担額となりますが、市で自己 負担額を助成しています。

種目および基準額	対象等級等	対象年齢	要件その他
便器	下肢又は体幹 1・2 級	小学生以上	手すり付のものは 9,850 円 取替えにあたり住宅改修を伴うものを除く
4,450円	難病患者	_	常時介護を要する方
特殊寝台	下肢又は体幹 1・2 級	18 歳以上	-
154,000円	難病患者	_	寝たきりの状態にある方
体位変換器	下肢又は体幹 1・2 級	小学生以上	下着交換等に介護を要する方
15,000円	難病患者	_	寝たきりの状態にある方
入浴担架 82,400 円	下肢又は体幹 1・2 級	3歳以上	入浴に介助を要する方
訓練用ベッド 159,200 円	下肢又は体幹 1・2 級	小学生以上 18 歳未満	腕又は脚の訓練ができる器具を備えたもの
139,200 1	難病患者	_	下肢又は体幹機能に障害のある方
訓練いす 33,100 円	下肢又は体幹 1・2 級	3歳~17歳	原則として付属のテーブルを付けるものとする
トイレチェアー 81,000 円	頚髄損傷等により通 常の便座上で座位を 保てない方	小学生以上	椅子様の形状をし、座位を保ったまま排便が可能な もの
特殊尿器	下肢又は体幹1級	小学生以上	常時介護を要する方
67,000円	難病患者	-	自力で排尿できない方
携带用会話補助装置 98,800 円	音声言語機能障害者 又は肢体不自由者	小学生以上	発声・言語に著しい障害を有する方
入浴補助用具 90,000 円	下肢又は体幹機能障 害者	3歳以上	入浴に介助を要する方 設置にあたり住宅改修を伴うものを除く
30,00013	難病患者	_	改画に <i>助た</i> ケ圧 Likip と Fr フ G の と M へ
移動用リフト	下肢又は体幹 1・2 級	3歳以上	天井走行型、住宅改造を伴うものを除く
759,000円	難病患者	-	下肢又は体幹機能に障害のある方 天井走行型、住宅改造を伴うものを除く
車椅子用段差昇降機 260,000 円	常時車いすを使用す る身体障害者	小学生以上	車いすに乗ったままの状態で昇降が可能なもの

移動・移乗支援用具	難病患者	_	下肢が不自由な方 ・転倒予防、立ち上がりや移乗動作の補助、段差解消等の用具(手すり、スローブ等)で、設置にあたり住宅改修を伴うものを除く	
60,000円	平衡機能又は下肢もしくは体幹機能障害	3歳以上	家庭内の移動等において介助を必要とする方 ・転倒予防、立ち上がりや移乗動作の補助、段差解消 等の用具(手すり、スロープ等)で、設置にあたり住 宅改修を伴うものを除く	
T字杖、棒状のつえ ア. 2,310円 イ. 3,150円	平衡機能又は下肢も しくは体幹機能障害	_	ア. 木製イ. 軽金属製	
	療育手帳 🛭 A	3歳以上		
特殊マット	下肢又は体幹 1・2 級	3歳~17歳	_	
19,600円	下肢又は体幹1級	18 歳以上	常時介護を要する方	
	難病患者	_	寝たきりの状態にある方	
	上肢 1.2 級	.1. 334 44-151-1	訓練を受けても排便後の処理ができない方	
特殊便器	療育手帳 🖲 A	小学生以上	設置にあたり住宅改修を伴うものを除く	
151,200円	難病患者	_	上肢機能に障害のある方	
	身障 1·2 級			
火災警報器	療育手帳 🛭 A			
15,500円	精神障害者			
	身障 1.2 級	_	火災発生の感知と避難が著しく困難な方	
自動消火器	療育手帳 (A) A		(障害者単身世帯かそれに準ずる世帯)	
28,700円	精神障害者			
•				
	XXXIII			
198,000円		小学生以上	本装置により文字等を読むことが可能になる方	
点字図書	視覚障害者	_	情報の入手を点字にたよっている方 1人につき年間6タイトル又は24巻	
視覚障害者用ポータブルレ コーダー ア. 85,000円 イ. 35,000円	視覚 1・2 級	小学生以上	音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、視覚障害者が容易に使用し得る製品のうち次のいずれかのものア. DAIZY 方式による録音及び編集方式により記録された図書の再生が可能な製品イ. DAIZY 方式により記録された図書の再生が可能な製品	
点字タイプライター 63,100 円			就労(又は就学)しているか就労が見込まれる方	
視覚障害者用体温計 (音声式)9,000 円	視覚 1·2 級	小学生以上	視覚障害者のみの世帯又はこれに準ずる世帯	
電磁調理器				
41,000円	療育手帳 🛭 A	18 歳以上	-	
視覚障害者用体重計 18,000 円	視覚 1·2 級	18 歳以上	視覚障害者のみの世帯又はこれに準ずる世帯	
視覚障害者用時計 13,300 円	視覚 1·2 級	小学生以上	音声式は手指の触覚の障害等で触読式が使用困難 な方に限る	
歩行時間延長信号機用小型 送信機 7,000円			_	
視覚障害者用誘導装置 56,000 円	視覚障害者で音声に よる誘導が必要な方	_	音声による目的物(位置)の確認が可能となるもの	
点字ディスプレイ 383,500 円	視覚 1·2 級かつ聴覚 2 級の重度重複障害者	18 歳以上	文字等のコンピュータの画面情報を点字等により 示すことのできるもの	

視覚障害者用活字文書読上 げ装置 99,800 円	視覚障害2級以上	小学生以上	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報 を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して 出力する機能を有するもので、視覚障害者が容易に 使用し得るもの
情報・通信支援用具 100,000 円	上肢又は視覚 1・2 級	18 歳以上	視覚障害者は視覚障害者用ワープロアプリケーションソフト、画面拡大ソフト、画面音声化ソフト。 上肢障害者はインテリキー、ジョイスティック。
点字器 ア. 10,712円 イ. 6,798円 ウ. 7,416円 エ. 1,699円	視覚障害者で必要と認められるもの	-	ア. 標準型A 32 マス 18 行両面書、真鍮板製イ. 標準型B 32 マス 18 行両面書、プ゚ラスチック製ウ. 携帯用A 32 マス 4 行片面書、アルミニュウム製エ. 携帯用B 32 マス 12 行片面書、プ゚ラスチック製
聴覚障害者用屋内信号装置 87,400 円	聴覚 2 級	18 歳以上	聴覚障害者のみの世帯(又はこれに準ずる世帯)で 日常生活上必要と認められる方
聴覚障害者用通信装置 (FAX) 71,000円	聴覚障害又は発声・ 発語に著しい障害を 有する方	小学生以上	コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要 と認められる方
聴覚障害者用情報受信装置 88,900 円	聴覚障害者	_	本装置によりテレビの視聴が可能になる方
文字放送ラジオ 23,000円	聴覚障害者で、文字 による情報を必要と する方	小学生以上	文字による放送を必要とする方
携帯用信号装置 18,000 円	聴覚障害児·者	-	聴覚障害児・者で視覚・触覚によらなければ呼び出 し等に応じられない方
人工喉頭 ア. 5,150円 イ. 72,203円 ウ. 月額 23,100円	音声機能障害	_	喉頭を摘出している方 ア. 笛式 イ. 電動式 ウ. 埋込型用人工鼻(HME カセット、アドヒーシ ブ等)
透析液加温器 51,500 円	腎臓障害 1·3 級	3歳以上	自己連続携行式腹膜灌流(CAPD)による透析を行う方
酸素ボンベ運搬車 (カート)17,000円	医療保険における在 宅酸素療法を行って いる方	18 歳以上	_
頭部保護帽 ア. 12,768円 イ. 30,870円	平衡機能又は下肢若 しくは体幹機能障害 知的障害者又は精神 障害者	_	てんかんの発作等により頻繁に転倒する者を対象 とする ア.スポンジ、皮を主材料 イ.スポンジ、皮、プラスチックを主材料
ネブライザー(吸入器)	呼吸器 1·3 級	小学生以上	呼吸器 1・3 級又は同程度の身体障害者で必要と認められる方
36,000円	難病患者	_	呼吸器機能に障害があり、必要と認められる方
電気式たん吸引器 56,400 円	呼吸器 1·3 級	小学生以上	呼吸器 1・3 級又は同程度の身体障害者で必要と認められる方
JU, TUU]	難病患者	_	呼吸器機能に障害があり、必要と認められる方
パルスオキシメーター(動脈血中酸素飽和度測定器) 157,500円	難病患者	-	人工呼吸器の装着が必要な方
ストマ用装具 ア. 8,858 円 イ. 11,639 円	ストマ造設者	_	ア. 消化器系イ. 尿路系

収尿器 ア. A 7,931円 B 5,871円 イ. A 8,755円 B 6,077円	肢体不自由者	_	脊髄損傷等による排尿障害により収尿器を必要とするもの ア. A 男子用普通型 B 男子用簡易型 イ. A 女子用普通型 B 女子用簡易型
尼克生活動/広港 中田日	難病患者	_	下肢又は体幹機能に障害のある方
居宅生活動作補助用具 200,000円	下肢·体幹·移動機能 障害 3 級以上(※)	小学生以上	移動などを円滑にする用具で小規模な住宅改修を 伴うもの
紙おむつ等(紙おむつ、洗腸 装具、サラシ、ガーゼ等衛生 用品) ア. (1) 8,858円 (2) 11,639円 (3) 12,000円 イ. ア. に同じ ウ. 17,716円			F性の脳病変による運動機能障害のひとつ。 技障害 紙級数2の方が対象 (1)排便機能障害がある場合 (2)排尿機能障害がある場合 (3)排便及び排尿に機能障害がある場合 イ. サラシ、ガーゼ、脱脂綿 ウ. 洗腸装具

①治療により軽快の見込めないストマ周辺の著しい皮膚のびらん、ストマの変形のためストマ用装具を装着できない方。 先天性疾患(先天性鎖肛除く)に起因する神経障害のため高度排便機能障害又は高度排尿機能障害の方。先天性鎖肛に対する肛門形成術に起因する高度排便機能障害の方。

②脳性麻痺等の脳原性運動機能障害により排尿若しくは排便の意思表示が困難な方で、更生相談所・医療機関・保健所により紙おむつ等の用具類を必要と判定された方。

正弦波インバーター発電機・蓄電池 100,000円	(1) 呼吸器1級 (2)難病患者で(1) と同程度の障害 のある方 (3) 医療的ケア児・ 者で(1)と同程度 の障害のある方	_	災害時の非常用電源として用いることを目的としたもので、障害児・者、難病患者、医療的ケア児・ 者又は介護者が容易に使用し得るもの
インバーター(250W以上の もの) 20,000円	(1) 呼吸器1級 (2)難病患者で(1) と同程度の障害 のある方 (3) 医療的ケア児・ 者で(1)と同程度 の障害のある方	_	災害時の非常用電源として用いることを目的としたもので、障害児・者、難病患者、医療的ケア児・ 者又は介護者が容易に使用し得るもの

4 住宅改造への補助 (居宅改善)

重度障害者が居宅の一部(浴室、トイレ、玄関、台所、ろうか等)を改造し、障害に応じて使いやすくする場合、その費用を補助します。なお、日常生活用具の居宅生活動作補助用具に該当する改修工事を除きます。また、新築、増改築も補助対象になりません。

対象 障害程度が下肢又は体幹1、2級で、かつ世帯の前年分所得税額(世帯員分を合算)が 100,500 円以下の方

補助金額 ・生活保護受給世帯 補助対象経費の全額(24万円を上限とする)

・その他の世帯 補助対象経費の2/3(24万円を上限とする)

※工事前の申請が必要です。

⑤ 小児慢性特定疾病児童の日常生活用具の給付

在宅の小児慢性特定疾病児童に対し、日常生活を容易にするため日常生活用具の給付を行っています (購入前の申請が必要)。

対象 埼玉県小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業の対象児(下表の対象者欄) 持ち物 申請書(こども福祉課にあります)と小児慢性特定疾病医療受給者証、印かん

費用 扶養義務者は市町村民税等により一部又は全額の自己負担金があります。

種目と基準額	対象者	性能等
便器 4,900 円	常時介護を要する者	小児慢性特定疾病児童が容易に使用し得るもの(手すりをつけることができる。)
特殊マット 21,560 円	寝たきりの状態にある者	褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を 有するもの
特殊便器 166,320 円	上肢機能に障害のある者	足踏ペタルにて温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当 たり住宅改修を伴うものを除く
特殊寝台 169,400 円	寝たきりの状態にある者	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭 部および脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの
歩行支援用具 66,000 円	下肢が不自由な者	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ、歩行器等であること。 ア 小児慢性特定疾病児童の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの イ 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具となるもの
入浴補助用具 99,000 円	入浴に介助を要する者	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、小児 慢性特定疾病児童又は介助者が容易に使用し得るもの
特殊尿器 73,700 円	自力で排尿できない者	尿が自動的に吸引されるもので、小児慢性特定疾病児童又は介助者が容易に使用し得るもの
体位変換器 16,500 円	寝たきりの状態にある者	介助者が小児慢性特定疾病児童の体位を変換させるのに容易に 使用し得るもの
車いす (電動以外の場合) 77,440円	下肢が不自由な者	小児慢性特定疾病児童の身体機能を十分踏まえたものであっ て、必要な強度と安定性を有するもの
頭部保護帽 13,380 円	発作等により頻繁に転倒する 者在宅以外(入院中・入所中 の場合も対象)	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの
電気式たん吸引器 62,040 円	呼吸器機能に障害のある者	小児慢性特定疾病児童又は介助者が容易に使用し得るもの
クールベスト 22,000 円	体温調節が著しく難しい者	疾病の病状に合わせて体温調節のできるもの
紫外線カットクリーム 41,580 円	紫外線に対する防御機能が著 しく欠けて、がんや神経障害 を起こすことがある者	紫外線をカットできるもの
ネブライザー(吸入器) 39,600 円	呼吸器機能に障害のある者	小児慢性特定疾病児童又は介助者が容易に使用し得るもの
パルスオキシメーター(動 脈血中酸素飽和度測定器) 173,250 円	人工呼吸器の装着が必要な者	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有 し、小児慢性特定疾病児童又は介助者が容易に使用し得るもの
ストーマ装具(消化器系) 113,520 円	人工肛門を造設した者(入院中・入所中の場合も対象)	小児慢性特定疾病児童又は介助者が容易に使用し得るもの

ストーマ装具(尿路系) 149,160 円	人工膀胱を造設した者(入院中・入所中の場合も対象)	小児慢性特定疾病児童又は介助者が容易に使用し得るもの
人工鼻 128,700 円	人工呼吸器の装着又は気管切 開が必要な者	小児慢性特定疾病児童又は介助者が容易に使用し得るもの
チューブ型包帯	皮膚疾患群に罹患しており、 軽微な外力により水泡やびら んを生じ、皮膚障害を起こす ことがある者	外力から皮膚を保護できるもの

④ 重度障害児等への紙おむつ購入費の支給

重度の障害児者等の経済的負担を軽減するため、紙おむつ購入費を支給しています。

対象 3 歳以上で次のいずれかに当てはまる方(他制度により給付を受けられる方を除く)

・身体障害者手帳1級、2級で常時失禁状態にあり紙おむつを必要とする方

・療育手帳A、A又は同程度と判定され、常時失禁状態にあり紙おむつを必要とする方

持ち物 申請書と医師の意見書(いずれもこども福祉課にあります)

マイナンバーに関する書類(42ページ)

費用 世帯の住民税課税額により購入費用支給限度額(月額)が異なります。

窓口 こども福祉課 Tel 2998-9223 Fax 2998-9035

軽度・中等度難聴児の補聴器購入費等の助成

対象 いずれかの耳又は両耳の聴力レベルが 25 デシベル以上で、聴覚障害に係る身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度の難聴児 (18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある 児童) で、補聴器の装用により言語の習得等一定の効果が期待できる方

(購入・修理前の申請が必要)

助成額 補助基準額の3分の2 (1,000円未満切捨て)

窓口 こども福祉課 Tel 2998-9223 Fax 2998-9035

※事前に必要書類等をご案内しますので、お問合せください。

補聴器の種類	補助基準額	基準価格に含まれるもの	耐用年数
軽度・中等度難聴用ポケット型	50,600円		原則として5年
軽度・中等度難聴用耳かけ型	52,900円		※破損などやむ を得ない場合は
高度難聴用ポケット型	50,600円	①補聴器本体(電池を含む。)	ご相談ください。
高度難聴用耳かけ型	52,900円	②イヤーモールド ※イヤーモールドを必要としない場合は、基準価	
重度難聴用ポケット型	64,800 円	格から 9,000 円を除く。	
重度難聴用耳かけ型	76,300 円		
耳穴型 (レディメイド)	96,000円		
耳穴型(オーダーメイド)	137,000円	補聴器本体(電池を含む。)	
骨導式ポケット型	70,100円	①補聴器本体(電池を含む)②骨導レシーバー ③ヘッドバンド	
骨導式眼鏡型	127,200 円	①補聴器本体(電池を含む。)②平面レンズ ※平面レンズを必要としない場合は、基準価格から1枚につき3,600円を除く。	

※無線方式の補聴器を必要とする場合は、下表の範囲内で必要な額を加算することができます。

種目	補助基準額	備考	耐用年数
受信機(FM型・デジタル無線方式)	92,000円		
ワイヤレスマイク(充電池を含む。)	128,000円	1台に限る。	原則として5年
オーディオシュー	5,000円		



車いすの無料貸し出し

緊急一時的に短期間車いすを必要とする方に対して、車いすを無料で貸し出します。

貸出期間 原則として3ヶ月間 ※3ヶ月以上恒常的に必要とする方は更新できません。

対象

1)病気やけが等により、一時的に歩行が困難な方

2) 手術を受けた直後のため、一時的に歩行が困難な方

3) 身体障害者手帳申請中の方で、交付されるまで一時的に必要な方

窓口 所沢市社会福祉協議会 Tel 2925-0041 Fax 2925-3419

窓口に来られる方の印鑑と身分証明書を持参してください。

盲人用具の販売あっせん

視覚障害者が時計、録音テープ、点字盤、点字用紙等を購入する場合、料金が割り引かれます。

割引率 個人購入 約7%以上

団体による一括購入 約10%以上

販売場所 日本点字図書館 新宿区高田馬場 1-23-41ELO3-3209-0751 FaxO3-3200-4133

日本盲人会連合 新宿区西早稲田 2-18-21603-3200-6422 Fax03-3200-6428

7 介護・医療

1 ホームヘルプサービス

対象 身体障害者児、知的障害者児、発達障害・難病患者の児童

内容・居宅介護…居宅における食事、入浴等の介護や通院の介護

・同行援護…視覚障害により移動に著しい困難がある方の外出支援

・行動援護…知的障害、精神障害により行動上著しい困難がある方の外出支援

費用・市民税非課税世帯は0円

・市民税課税世帯はサービス費用の1割(所得に応じた負担上限月額あり)

窓口 こども福祉課 Tel2998-9223 Fax2998-9035

2 移動浴そう車の派遣

対象 家庭での入浴が困難な方(重度心身障害児・者)

内容 浴そうを室内に持ち込み、入浴の介助を行います。(月8回以内)

※浴槽車を派遣するため近くに駐車スペースが必要です。

料金 1回 500円 (住民税非課税世帯及び生活保護世帯は0円)

持ち物 所定の健康診断書、マイナンバーに関する書類(40ページ)

窓口 障害福祉課 Tel 2998-9116 Fax 2998-1147

❸ 短期入所(ショートステイ)

対象 身体障害者児、知的障害者児、発達障害・難病患者の児童

内容 介護者の疾病や休養等のときに対象児童を施設でお預かりします。

主な施設	所在地	利用対象
光の家療育センター	入間郡毛呂山町毛呂本郷 38 TeL049-276-1357	重症心身障害児
カルガモの家	川越市鴨田 1930-1 TeL049-229-5811	重症心身障害児
介護老人保健施設さんとめ	所沢市中富 1617 TELO4-2942-3202	重症心身障害児
大樹館(たいじゅかん)	入間市高倉 4-15-5 TeL04-2966-1941	知的障害児
大樹の森	狭山市加佐志 244-1 TELO4-2958-2941	知的障害児
大樹の郷(たいじゅのく	所沢市牛沼 773-2 TaO4-2996-2941	知的障害児

費用・市民税非課税世帯は0円

・市民税課税世帯はサービス費用の1割(所得に応じた負担上限月額あり)+食事代

❷ 日中一時支援事業

対象 ・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかを持つ方

・上記と同程度の障害を有する方(診断書等が必要)

内容 介護者の疾病や休養等のときに対象児童を事業所で日中お預かりします (原則として月 100 時間以内)。

主な事業所

	事業者名	所在地	電話
1	ほるん	所沢市北原町 932-1 ところざわ学園内	04-2992-5096
2	桑の実ほっと STATION	所沢市東狭山ヶ丘 6-2823-13	04-2921-1165
3	くみちゃんハウス	飯能市芦苅場 685-1	042-983-4888
4	しもとみ大樹	所沢市下富 1028-2	04-2990-5121
5	大樹の森	狭山市加佐志 244-1	04-2958-2941
6	大樹館	入間市高倉 4-15-5	04-2966-1941
7	光の家療育センター	入間郡毛呂山町毛呂本郷 38	049-276-1357
8	かしの木ケアセンター	入間郡三芳町北永井 381-3	049-258-0061
9	大樹の家	狭山市狭山 47-29	04-2955-2941
10	どんぐりの里	入間市新久 819-11	04-2936-2222
11	ねっこぼっこの家	所沢市東狭山ヶ丘 1-66-10-103	04-2968-3493
12	医療生協さいたま 所沢訪問看護ステーション	所沢市宮本町 2-23-34	04-2924-1119
13	大樹の丘	所沢市神米金 500-1	04-2968-3242
14	医療生協さいたま ふじみ野ケアセンター	ふじみ野市上福岡 3-3-7	049-267-1104
15	しののめ	狭山市加佐志 139-1	04-2968-6680
16	こどもの家 こより	飯能市大河原 934-1	042-980-7784
17	ひなたぼっこハウス	所沢市上新井 1-13-1 1F	04-2968-7103
18	訪問看護ステーション mamacare	入間郡三芳町北永井 305-3	070-3883-0090
19	日中一時支援 ココレ	所沢市北野新町 1-4-19	04-2968-8848
20	大樹の郷	所沢市牛沼 773-2	04-2996-2941
21	日中一時支援事業所 いちご(一護) ^{・・・} - 会	狭山市柏原 3618-16	0429-68-7607
22	嵐山郷	比企郡嵐山町大字古里 1848-1	0493-62-6221

費用

- ・生活保護世帯は0円
 - ・その他の世帯はサービス費用の原則5%(下表の額)

	費用 ()内は重症心身障害の方
4時間まで	1回120円 (210円)
4 時間超	1回280円 (500円)
送迎(市内施設)	片道 30 円
送迎(市外施設)	片道 60 円

❸ 移動支援事業

- 対象 ・身体障害者手帳のある方 (屋外での移動が困難な視覚障害児)
 - ・ " 「脳性麻痺など上下肢に障害のある全身性障害児:肢体不自由1級」
 - ・療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のある方
 - ・上記と同程度の障害を有する方(診断書等が必要)

内容 1回5時間以内の外出(散歩、買い物、イベントなど)を、徒歩または公共交通機関を利用して支援します(自動車は使用しません)。

※長期的な通学・通園には利用できません。

主な事業所

事業所名	所在地	電話
所沢市医師会 ヘルパーステーション	所沢市上安松 1224-7	04-2994-1620
ホームヘルプサービス ぽぷり	所沢市緑町 4-1-12	04-2924-2255
寿介護エス・オー・エス	狭山市水野 1265-10	04-2950-6682
ヘルパーステーション どんぐりの里	入間市新久 819-11-25-366	04-2937-1520
ヘルパーステーション105入間	入間市上藤沢 449-8	04-2960-1515
きらきら星狭山	狭山市入間川 3-19-15	04-2954-0246
あざみ野在宅介護サービス	富士見市ふじみ野 1-15-3-303	049-261-6971
つばさ支援センター	所沢市緑町 4-19-1	04-2929-2830
ビーサイドユー	清瀬市梅園 3-4-25	042-497-9534
ニチイケアセンター北秋津	所沢市北秋津 778-49,1F	04-2927-8341
介護福祉サービス楓~かえで~	所沢市東所沢和田 1-30-14	050-3636-0014
すたっぷ	所沢市美原 1-2912-2,310	04-2941-5871
あどらいふ訪問介護ステーション	所沢市中新井 3-2-15	04-2937-6947

※他にも事業所はありますのでお問合せください。

費用・市民税非課税世帯は0円

・市民税課税世帯はサービス費用の原則5%(下表の額。ただし負担上限月額 15,000 円)

利用時間	身体介護あり	身体介護なし
30 分まで	117円	40 円
30 分超 1 時間まで	203 円	76 円
1時間超 1時間30分まで	295 円	114円
1 時間 30 分超 2 時間まで	333 円	150 円
2 時間超 2 時間 30 分まで	371 円	185 円
2 時間 30 分超 3 時間まで	409 円	221 円
3 時間超 3 時間 30 分まで	445 円	257 円
3 時間 30 分超 4 時間まで	481 円	292 円
4時間超 4時間30分まで	516 円	328 円
4 時間 30 分超 5 時間まで	552 円	363 円

6 生活サポート事業

対象 ・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかを持つ方

・知的障害者更生相談所または児童相談所にて知的障害と判定された方

・医師により心身の発達に障害があると診断された方や難病患者(診断書等が必要)

内容 次のサービスを1年度150時間以内で利用できます(1~4の組合せ利用可)。

1 一時預かり

- 2 派遣による介護(居宅や居宅以外の場所)
- 3 送迎(学校への一時的な送り迎えなど)
- 4 外出援助

主な登録団体

団体名	所在地	電話
ぽぷり (皆成会)	所沢市緑町4-1-12	04-2924-2255
とことこの家	所沢市泉町911-1-101	04-2939-9733
ケアサポートなかま	所沢市松葉町8-14-102	04-2992-1310
どんぐりの里(てあしの会)	入間市新久819-11-25-366	04-2937-1520
みんなのいえ	入間市扇町屋5-5-17	090-2525-0688
きらきら星Sayama	狭山市入間川3-19-15	04-2954-0246
レスパイト大樹	入間市上藤沢987-1,2階	04-2968-3581
国民生活向上委員会	狭山市東三ツ木7-3	049-291-2311
なごみテラシマ	狭山市富士見2-21-27	090-2750-2711
すたっぷ	所沢市美原1-2912-2,310	04-2941-5871
ふじいろ (藤の実会)	所沢市下富626-1	090-7630-0231

費用 登録団体ごとに異なります(1時間 900 円前後+交通費等の実費)

窓口 こども福祉課 Tel2998-9223 Fax2998-9035

対象 市内在住で一般の歯科診療所では診療が困難な障害児者の方

診療日 日曜日及び木曜日 午前9時~午後0時30分

医療費 一般の病院、診療所と同様に健康保険法、重度心身障害児等医療費助成制度、生活保護法

等が適用されます。

受診方法 歯科診療所あおぞらに、あらかじめお申込みのうえ、受診してください。

診療場所・申込先 所沢市歯科診療所あおぞら(保健センター内 1 階)Tel 2995-1171

8 通所等による発達支援

❶ 児童発達支援

対象 就学前の身体障害児、知的障害児、発達障害児、難病患者

内容 日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練など

費用・市民税非課税世帯は0円

・市民税課税世帯はサービス費用の1割(所得に応じた負担上限月額あり)+食事代等

世帯の状況	負担上限月額
生活保護(または中国残留邦人等支援法による支援給付) 受給世帯	0円
市民税非課税世帯	0円
満3歳になって初めての4月1日から就学前まで (幼児教育の無償化…令和元年10月1日開始)	0円
市民税所得割額(世帯内の合計)が28万円未満の世帯	4,600円
その他の世帯	37,200 円

窓口 こども福祉課 Tel2998-9223 Fax2998-9035

② 放課後等デイサービス

対象 小·中·高·特別支援学校等に就学している身体障害児、知的障害児、発達障害児、難病患者

内容 生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進など

費用・市民税非課税世帯は0円+おやつ代等

・市民税課税世帯はサービス費用の1割(所得に応じた負担上限月額あり:上表参照)

+おやつ代等

窓口 こども福祉課 TEL2998-9223 Fax2998-9035

❸ 居宅訪問型児童発達支援

対象 障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な重度の障害のあるお子さんなど

内容 居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の支援を行います。

費用・市民税非課税世帯は0円

・市民税課税世帯はサービス費用の1割(所得に応じた負担上限月額あり:上表参照)

窓口 こども福祉課 Tel 2998-9223 Fax 2998-9035

4 保育所等訪問支援

対象 保育所等に在籍している身体障害児、知的障害児、発達障害児、難病患者

内容 保育所等を訪問し、児童や支援者に対し、児童が集団生活に適応するための専門的な支援を行います。

※「保育所等」には、保育所のほか幼稚園や小学校等が含まれます。

※保護者と保育所等の双方が支援を希望する必要があります。

費用・市民税非課税世帯は0円

・市民税課税世帯はサービス費用の1割(所得に応じた負担上限月額あり:上表参照)

児童発達支援

もっと知りたい方へ

放課後等デイサービス

保育所等訪問支援







- 身体障害者手帳や療育手帳などがなくても利用できますか?
- A 療育手帳、身体障害者手帳、特別児童扶養手当などの認定を受けていない場合には、福祉的な支援の必要性を把握するために医師の診断書や意見書などを提出していただいています。
- 利用手続きの流れを教えてください。
- A 利用にあたっては、こども福祉課にて通所給付費の支給申請手続きが必要です。その際、適切なサービス利用を支援するための「障害児支援サービス利用計画案」を提出する必要があります。この計画案のことや事業所の情報などについては、こども福祉課で案内しますのでご相談ください。

支給決定がされると、利用できる日数や期間、負担上限月額などが記載された『通所受給者証』が発行されますので、それを利用したい事業所に呈示して利用契約を結び、利用を開始します。

- 利用できる日数はどのようにして決まりますか?
- A 支援が必要なお子さんの状況のほかにご家族の状況、保健医療サービスや福祉サービスの利用状況などを考慮して市が支給決定(原則として週5日以内)することになっていますので、こども福祉課では申請手続きをお受けする際、このようなことを丁寧にお伺いしています。
- ① 児童発達支援と放課後等デイサービスでは、どのような支援をしていますか?
- A いずれのサービスも、一人ひとりの状況に応じて生活能力や社会性を向上させるために、工作・音楽・ 外遊び・調理など様々な取り組みをしています。事業所ごとに特色があり、利用できる時間帯、利用者の年 齢層、送迎の有無や送迎できる範囲なども異なります。なお、一時的にお子さんをお預かりする制度として は、日中一時支援事業(18歳まではこども福祉課が窓口)があります。
- 利用者負担額の目安を教えてください。
- A 様々な条件によって異なりますが、1回あたり利用者が負担する額(食事代やおやつ代などを除いたサービス費用の1割)は 1,000 円前後が目安となります。ただし1ヶ月あたり、左ページにある負担上限月額を超える利用料は発生しません。この負担上限月額は、世帯内にサービスを利用するお子さんが何人いても、また複数の事業所を利用した場合でも同額です。

なお、複数の事業所を利用する場合は、負担上限月額を事業所同士で 適切に管理するための届出が必要です。

詳しくはこども福祉課まで お気軽にお問合せください。



通所事業所一覧表

	事業所名		員	[保] 開設	所在地(所沢市~)	電話(04~)	FAX(04~)	
		[児]	[デ]					
1	所沢市立松原学園	40			S46.4.1	中富1535-1	2990-3488	2943-2322
2	所沢市立かしの木学園	50			S49.4.1	中富1535-3	2942-4024	2942-3404
3	所沢市こども支援センター(発達支援)	36		可	H29.4.1	泉町1861-1	2922-2118	2922-2198
4	あすみるくらぶ		10		H24.8.1	美原町3-2971-4,1F	2937-3812	2937-3813
5	あすみるくらぶ くすのき台		10		R1.7.1	くすのき台3-15-8,1F	2968-3057	2968-3059
6	木子里(きっこり)		10		H25.3.1	小手指町4-9-19-202	2946-9022	2946-9022
7	木子里LAGOM		20		H26.8.1	山口673-3-201・202	2941-5531	2941-5455
8	ひまわり		10		H25.11.1	Щ□5294,2F	2930-6968	2968-9987
9	キッズルームらぽーる所沢 中富ルーム		10		H26.2.1	中富1739-32	2968-6346	2968-6346
10	キッズルームらぽーる所沢 狭山ケ丘ルーム		10		H27.4.1	狭山ケ丘1-3003-19	04-2935-3405	_
11	つばさ学童クラブ		10		H26.4.1	南永井619-7所沢おおぞら特別支援学校内	2946-9404	2946-9300
12	マイスペ児童デイサービス		10		H26.5.1	北秋津778-43,1F	070-7594-4414	2941-2722
13	マイスペ児童デイサービス新所沢		10		H29.7.1	緑町1丁目1-10-102	070-7594-4415	2936-9970
14	スペクトラムライフ	7	3	可	H26.6.1	並木3-1-10-102	2968-5684	2968-5684
15	LITALICOジュニア所沢教室	10	10	可	H26.8.1	くすのき台3-18-10,6F	2991-6211	2991-6213
16	LITALICOジュニア新所沢教室	10	10	可	H29.10.1	松葉町11-1,3F	2997-6688	2997-6689
17	ねっこぼっこの家	5	5		H26.8.1	東狭山ヶ丘1-66-10-103	2968-3493	2968-3894
18	あおいくじら		10		H26.11.1	くすのき台3-16-12,半B1F	2941-2529	2941-2529
19	しろいくじら		10		H26.11.1	くすのき台3-16-12,1F	2936-6360	2936-6360
20	たっち		10		H27.2.1	北秋津708-84,1F	2996-1200	2996-1200
21	たっちえーる		10		H29.4.1	北秋津511-21	2936-9860	2936-9860
22	桑の実すまいるSTATION		10		H27.2.1	東狭山ヶ丘6-2823-12	090-7245-1808	2921-1166
23	きなこ 児童発達支援利用者に限定	合言	10	可	H27.3.1	東所沢3-6-17	2008-2437	2008-2437
24	Lino(リノ)		10		H30.3.1	東所沢1-17-20,1F	2001-4769	2001-4769
25	すまいる東所沢		10		H27.4.1	城527-1,1F	2935-4908	2935-4908
26	Moi!東所沢駅前教室	10	10		H27.7.1	東所沢5-4-2-101	2936-9878	2936-9879
27	noin	合言	†10		H29.5.1	金山町14-12,2F	2941-3172	2941-3174
28	楽っ子クラブ		10		H27.7.1	榎町11−5	2968-3838	2968-3838
29	ほめてこ狭山ヶ丘教室	合言	†10		H27.8.1	東狭山ヶ丘1-27-9 ,1F	2990-8647	2968-4030
30	ハビー所沢教室	10			H28.9.1	御幸町6-2,2F	2936-6971	2936-6972
	「きらり」所沢校		†10		H28.11.1	北有楽町22-12,1F	2941-6048	2941-6048
32	こどもの木	合言	†10			西所沢1-14-4-101	2001-5176	2001-5176
33	ハッピーテラス新所沢教室		10		H29.1.1	松葉町4-25,1F	2927-6587	2927-6587
34	ハッピーテラス東所沢教室		10		H29.3.1	東所沢和田1-18-5-105	2941-2145	2941-2460
35	コペルプラス所沢教室	10			H29.12.1	くすのき台3-4-2,3F	2941-3974	2941-3975
36	かもみーる ところざわ		10		R1.8.1	中富1592-1	2937-3710	2937-7337
37	てとて		10		R1.8.1	緑町2-7-11 ,4F	2935-4505	2935-6310
38	スタディサポートMJ所沢		10		R2.6.1	和ケ原1-37-3-201	2937-5432	2937-5434
39	トーマス・ジュニア所沢教室		10		R3.1.1	北有楽町24-10,1F	2946-9826	2946-9827
40	オハナピース新所沢	合言	†10		R3.2.1	けやき台2-30-12	2937-6122	2937-6123
41	ひなたぼっこハウス		5		R3.5.1	上新井1-13-1 ,1F	2968-7103	03-6800-1497
42	ウィズ・ユー下山口		†10		R3.8.1	所沢市山口5168	2937-4034	2937-4035
43	放課後等デイサービストラストLEO				R4.3.1	星の宮2-2-6 ,1F	2903-7007	2903-7008
	ネクストエール所沢上新井教室	合言	†10		R7.4.1	上新井4-18-5-101	2941-3247	2941-3248
45	爽放課後等デイサービス		10		R7.7.1	山口1420-11	080-4320-8631	

その他の情報

詳細は各窓口にお問合せください。

次の方がいる世帯が県営住宅を申込む場合、抽選倍率の優遇 (当選権率が高くなる制度です。優先ではありません。)を安けることができます。 1 身体障害者手帳1級から4級までの方 2 精神障害者保健福祉手帳1級から2級の方 3 障害等級が1級10号の障害年金給付を受けている方 4 療育手帳②からBまでの方 2 精神障害者保健福祉手帳1級のは2級の方 3 障害等級が1級10号の障害年金給付を受けている方 4 療育手帳②からBまでの方 2 精神障害者保健福祉手帳1級から4級までの方 2 精神障害者保健福祉手帳1級から4級までの方 2 精神障害者保健福祉手帳1級から4級までの方 2 精神障害者保健福祉手帳1級から3級までの方 3 療育手帳③からCまでの方 2 精神障害者所見機から4級までの方 2 精神障害者保健福祉手帳1級から3級までの方 3 療育手帳③からCまでの方 2 精神障害者所見機が自己要なが優遇されます。 1 身体障害者等帳1級から4級までの方 2 精神障害者所見機が自己要なが優遇されます。 - 身体障害者等帳1級から4級から、一般の方を含む世帯に対して UR 賃貸住宅の当選率等が優遇されます。 - 身体障害者等帳1級~4級の方・機等手帳③、人の方 所沢市では甲成29年度より避難することが国際な方(避難行動要支援者)の名簿を作成しています。市で定めた一定の要件に該当るなの方の手等特がら遊費支援を実施し、災害発生時等に自ら避難することが同期な方(避難行動要支援者)の名簿を作成しています。市で定めた一定の要件に該当るなの方の手管持つら遊費を実施した。定の要性に該当るなの方の手管持つら遊費を実施した。 「大田・佐藤 一般の表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表	項目	内容	窓口・問合せ				
東京がいる世帯が市営住宅を申込む場合、抽選倍率の優遇 では変になる制度です。優先ではありません。)を受けることができます。 1 身体障害者手帳1級から4級までの方 2 精神障害者保健福祉手帳1級から3級までの方 2 精神障害者保健福祉手帳1級から3級までの方 3 療育手帳④からCまでの方 を動けしています。 次の方を含む世帯に対して UR 賃貸住宅の当選率等が優遇されます。 ・身体障害者手帳1級~4級の方・療育手帳④、Aの方 所沢市では平成29年度より避難行動要支援者支援事業を実施し、災害発生時等に自ら避難することが困難なな方(選難行動要支援者)の名薄を作成しています。 市で定めた一定の要件に該当する方のうち平時時から避難支援関係者に個人情報を提供することに同意された方のほか、要件に該当しない方でも登録申請書をご提出いただくことで名簿に登録することができます。 同意が得られた方の名簿は、担当地区の自治会・町内会、民生委員などの避難支援等関係者に提供し、災害発生時等に安否確認や避難支援体制等で活用します。		次の方がいる世帯が県営住宅を申込む場合、抽選倍率の優遇 (当選確率が高くなる制度です。優先ではありません。)を受けることができます。 1 身体障害者手帳1級から4級までの方 2 精神障害者保健福祉手帳1級又は2級の方 3 障害等級が1級10号の障害年金給付を受けている方	埼玉県住宅供給公社本社県営住宅課 〒330-8516 さいたま市浦和区仲町 3-12-10 IELO48-829-2875 FaxO48-825-1822 ※募集案内は、各募集月に市街地整 備課、各まちづくりセンター等でも				
UR賃貸住 れます。 ・身体障害者手帳1級~4級の方 ・療育手帳 ④、Aの方 所沢市では平成29年度より避難行動要支援者支援 事業を実施し、災害発生時等に自ら避難することが困難な方(避難行動要支援者)の名簿を作成しています。市で定めた一定の要件に該当する方のうち平常時から避難支援関係者に個人情報を提供することに同意された方のほか、要件に該当しない方でも登録申請書をご提出いただくことで名簿に登録することができます。同意が得られた方の名簿は、担当地区の自治会・町内会、民生委員などの避難支援等関係者に提供し、災害発生時等に安否確認や避難支援体制等で活用します。 石事 (行事の情報は広報でお知らせしています(以下、主なもの)。 A 障害者週間記念事業(12月初旬) B 発達障害啓発週間(4月初旬) C こころの美術展(10月中旬) C こころの美術展(10月中旬) 「お玉県伊豆潮風館伊東市富戸先原1317-89 [に0557-51-1504] 会員相互の交流・親睦を深めるとともに、福祉活動に取り組んでいる団体です。(団体名) (代表者) (連絡先)	市営住宅	(当選確率が高くなる制度です。優先ではありません。)を受けることができます。 1 身体障害者手帳1級から4級までの方 2 精神障害者保健福祉手帳1級から3級までの方	〒350-1101 川越市的場 2218-4 ベルアート 301 号室 TeLO49-227-6408 FaxO49-233-5353 ※募集案内は、募集期間中に市街地 整備課、各まちづくりセンター等で				
事業を実施し、災害発生時等に自ら避難することが困難な方(避難行動要支援者)の名簿を作成しています。市で定めた一定の要件に該当する方のうち平常時から避難支援関係者に個人情報を提供することに同意された方のほか、要件に該当しない方でも登録申請書をご提出いただくことで名簿に登録することができます。同意が得られた方の名簿は、担当地区の自治会・町内会、民生委員などの避難支援等関係者に提供し、災害発生時等に安否確認や避難支援体制等で活用します。 石事 「行事の情報は広報でお知らせしています(以下、主なもの)。 A 障害者週間記念事業(12月初旬) B 発達障害啓発週間(4月初旬) C こころの美術展(10月中旬)		れます。 ・身体障害者手帳1級~4級の方	所沢市日吉町 15-14 所沢第一生命 ビル4F				
行事の情報は広報でお知らせしています(以下、主なもの)。 A 障害者週間記念事業(12月初旬) B 発達障害啓発週間(4月初旬) C こころの美術展(10月中旬) 伊豆潮風館(保養所) 「障害のある方が安価で気軽に利用できるバリアフリーの宿です。 「信息の交流・親睦を深めるとともに、福祉活動に取り組んでいる団体です。 (団体名) 「有事な2998-1147 日また。 「日に2998-9220 「日に2998-9020 日に2991-1812 日に2991-1812 日に2991-1812 日に2991-1812 日本2995-117		事業を実施し、災害発生時等に自ら避難することが困難な方(避難行動要支援者)の名簿を作成しています。市で定めた一定の要件に該当する方のうち平常時から避難支援関係者に個人情報を提供することに同意された方のほか、要件に該当しない方でも登録申請書をご提出いただくことで名簿に登録することができます。同意が得られた方の名簿は、担当地区の自治会・町内会、民生委員などの避難支援等関係者に提供し、災害発					
伊豆潮風館 (保養所) 「中東市富戸先原 1317-89」 「ELO557-51-1504 会員相互の交流・親睦を深めるとともに、福祉活動に取り組んでいる団体です。 (団体名) (代表者) (連絡先)	行事	A 障害者週間記念事業(12月初旬) B 発達障害啓発週間(4月初旬)	A 障害福祉課 Tel2998-9116 Fax2998-1147 B こども福祉課 Tel2998-9223 Fax2998-9035 C 健康管理課こころの健康支援室 Tel2991-1812 Fax2995-1178				
(団体名) (代表者) (連絡先)		障害のめる万か安価で気軽に利用できるハリアフリーの佰で 伊東市富戸先原 1317-89					
 ・ 所沢市身体障害者福祉会 ・ 所沢市聴覚障害者協会 ・ 所沢市手をつなぐ親の会 ・ 障害児者を守る所沢連絡会 ・ 所沢市視覚障害者福祉協会 ・ 所沢市視覚障害者福祉協会 ・ 所沢着空会 ・ 所沢着空会 ・ 所沢着空会 ・ 所沢着空会 ・ 水丘中 ・ 下本2923-9778 市に2001-3306 ・ 下に2001-3306 ・ 下に2925-3334 ・ 下に2994-8916 ・ 所沢着空会 ・ 京と工 下に050-3761-4347 Fax2992-1928 ・ 35 -	障害者団体	(団体名) (代表者) (選・所沢市身体障害者福祉会 休止中・所沢市聴覚障害者協会 仲 重夫 Fax2・所沢市手をつなぐ親の会 本橋 幸太郎 Tal 20・時害児者を守る所沢連絡会 楠田 房雄 Tal 29・所沢市視覚障害者福祉協会 玉津島 滝子 Tal 29・所沢蒼空会 熊谷 スミエ Tal 05・Fax2	2923-9778 2923-9778 201-3306 325-3334 994-8916 50-3761-4347				

10 資料

●身体障害者障害程度等級表

	部分が第1種障害です
--	------------

視覚・聴覚・平衡機能・音声・言語・そしゃく機能障害

		聴覚又は平衡機能の)障害	音声、言語 機能、又は
等級	視 覚 障 害	聴 覚 障 害	平衡機 能	そしゃく機能
1 級	視力の良い方の眼の視力(万国式試視力表によって測ったものをいい、屈折異常のある者については、矯正視力について測ったものをいう。以下同じ。)が 0.01 以下のもの			
2 級	 視力の良い方の眼の視力が 0.02 以上 0.03 以下のもの 視力の良い方の眼の視力が 0.04 かつ他方の眼の視力が 手動弁以下のもの 周辺視野角度(I/4 視標による。以下同じ。)の総和が左 右眼それぞれ 80 度以下かつ両眼中心視野角度(I/2 視標による。以下同じ。)が 28 度以下のもの 両眼開放視認点数が 70 点以下かつ両眼中心視野視認点 数が 20 点以下のもの 	両耳の聴力レベルがそれ ぞれ100デシベル以上の もの (両耳全ろう)		
3 級	1.視力の良い方の眼の視力が0.04以上0.07以下のもの(2級の2に該当するものを除く。) 2.視力の良い方の眼の視力が0.08かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの3.周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度が56度以下のもの4.両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点以下のもの	両耳の聴力レベルが 90 デシベル以上のもの(耳 介に接しなければ大声語 を理解し得ないもの)	平衡機能 の極めて 著しい障 害	音声機能、 語機能又 そしゃく 能の喪失
4 級	1.視力の良い方の眼の視力が 0.08 以上 0.1 以下のもの (3 級の 2 に該当するものを除く。) 2.周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ 80 度以下のもの 3.両眼解放視認点数が 70 点以下のもの	1.両耳の聴力レベルが 80 デシベル以上のも の(耳介に接しなけれ ば話声語を理解し得な いもの) 2.両耳による普通話声の 最良の語音明瞭度が 50%以下のもの		音語機しの害の害の できる できません できん できん できん できん できん できん できん できん できん でき
5 級	1.視力の良い方の眼の視力が 0.2 かつ他方の眼の視力が 0.02 以下のもの 2.両眼による視野の 2 分の 1 以上が欠けているもの 3.両眼中心視野角度が 56 度以下のもの 4.両眼開放視認点数が 70 点を超えかつ 100 点以下のもの 5.両眼中心視野視認点数が 40 点以下のもの		平衡機能 の著しい 障害	
6 級	視力の良い方の眼の視力が 0.3 以上 0.6 以下かつ他方の眼の視力が 0.02 以下のもの	1.両耳の聴力レベルが 70 デシベル以上のも の(40cm 以上の距離 で発声された会話語を 理解し得ないもの) 2.一側耳の聴力レベルが 90 デシベル以上、他側 耳の聴力レベルが 50 デシベル以上のもの		

肢体不自由(上肢・下肢)

		<u> </u>
等級	上肢	下肢
1 級	1.両上肢の機能を全廃したもの 2.両上肢を手関節以上で欠くもの	1.両下肢の機能を全廃したもの 2.両下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの
2 級	1.両上肢の機能の著しい障害 2.両上肢の全ての指を欠くもの 3.一上肢を上腕の2分の1以上で欠くもの 4.一上肢の機能を全廃したもの	1.両下肢の機能の著しい障害 2.両下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの
3 級	1.両上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 2. 両上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの 3.一上肢の機能の著しい障害 4.一上肢のすべての指を欠くもの 5.一上肢のすべての指の機能を全廃したもの	1.両下肢をショバー関節以上で欠くもの 2.一下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの 3.一下肢の機能を全廃したもの
4 級	1.両上肢のおや指を欠くもの 2.両上肢のおや指の機能を全廃したもの 3.一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能を全廃したもの 4.一上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 5.一上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの 6.おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指を欠くもの 7.おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能を全廃したもの 8.おや指又はひとさし指を含めて一上肢の四指の機能の著しい障害	1.両下肢のすべての指を欠くもの 2.両下肢のすべての指の機能を全廃したもの 3.一下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの 4.一下肢の機能の著しい障害 5.一下肢の股関節又は膝関節の機能を全廃したもの 6.一下肢が健側に比して10センチメートル以上又は健側の長さの10分の1以上短いもの
5 級	1.両上肢のおや指の機能の著しい障害 2.一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の著しい障害 3.一上肢のおや指を欠くもの 4.一上肢のおや指の機能を全廃したもの 5.一上肢のおや指及びひとさし指の機能の著しい障害 6.おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能の著しい障害	1.一下肢の股関節又は膝関節の機能の著しい障害 2.一下肢の足関節の機能を全廃したもの 3.一下肢が健側に比して5センチメートル以上又は健側の長さの15分の1以上短いもの
6 級	1.一上肢のおや指の機能の著しい障害 2.ひとさし指を含めて一上肢の二指を欠くもの 3.ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能を全廃したもの	1.一下肢をリスフラン関節以上で欠くもの 2.一下肢の足関節の機能の著しい障害
フ 級	1.一上肢の機能の軽度の障害 2.一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害 3.一上肢の手指の機能の軽度の障害 4.ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能の著しい障害 5.一上肢のなか指、くすり指、及び小指を欠くもの 6.一上肢のなか指、くすり指、及び小指の機能を全廃したもの	1.両下肢のすべての指の機能の著しい障害 2.一下肢の機能の軽度の障害 3.一下肢の股関節、膝関節又は足関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害 4.一下肢のすべての指を欠くもの 5.一下肢のすべての指の機能を全廃したもの 6.一下肢が健側に比して3センチメートル以上又は健側の長さの20分の1以上短いもの

- 7級の障害は1つのみでは手帳交付の対象となりません。ただし
 - ・7級の障害が2つ以上重複する場合
 - ・7級の障害が6級以上の障害と重複する場合

は手帳交付の対象となります。

肢体不自由(体幹・乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害)

等	体 幹	乳幼児期以前の非進行性の脳病変に	よる運動機能障害
級	144	上肢機能	移 動 機 能
1 級	体幹の機能障害により坐っていることができないもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作がほとんど不可能なもの	不随意運動・失調等により歩 行が不可能なもの
2 級	1.体幹の機能障害により坐位又は起立位を保つことが困難なもの 2.体幹の機能障害により立ち上がることが困難なもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が極度に制限されるもの	不随意運動・失調等により歩 行が極度に制限されるもの
3 級	体幹の機能障害により歩行が困難なもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等により歩 行が家庭内での日常生活活 動に制限されるもの
4 級		不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等により社 会での日常生活活動が著し く制限されるもの
5 級	体幹の機能の著しい障害	不随意運動·失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動に支障のあるもの	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動に支障のあるもの
6 級		不随意運動·失調等により上肢の機能の 劣るもの	不随意運動・失調等により移 動機能の劣るもの
フ 級		上肢に不随意運動・失調等を有するもの	下肢に不随意運動・失調等を 有するもの

心臓・じん臓・呼吸器・小腸・ぼうこう・直腸・免疫・肝臓機能障害

	- 1						
等 級	心臓	じん臓機 能	呼吸器 障 害	小腸	ぼうこう又は直 腸機能障害	ヒト免疫不全ウイルスに よる免疫機能障害	肝臓 機能障害
1 級			こより自己の 図度に制限す		左に同じ	上記の機能障害により日 常生活がほとんど不可能 なもの	肝臓の機能の障害により 日常生活活動がほとんど 不可能なもの
2 級						上記の機能障害により日 常生活が極度に制限され るもの	肝臓の機能の障害により 日常生活活動が極度に制 限されるもの
3 級			こより家庭で く制限される		左に同じ	上記の機能障害により日常生活が著しく制限されるもの(社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く。)	肝臓の機能の障害により 日常生活活動が著しく制 限されるもの(社会での日 常生活活動が著しく制限 されるものを除く。)
4 級			より社会で制限される。		左に同じ	上記の機能障害により社 会での日常生活活動が著 しく制限されるもの	肝臓の機能の障害により 社会での日常生活活動が 著しく制限されるもの

(備考)

- 1 同一の等級について二つの重複する障害がある場合は 1 級うえの級とする。ただし、二つの重複する障害が特に本表中に指定せられているものは、該当等級とする。
- 2 肢体不自由においては、7級に該当する障害が2以上重複する場合は、6級とする。
- 3 異なる等級について2以上の重複する障害がある場合については、障害の程度を勘案して当該等級より上の級とすることができる。
- 4 「指を欠くもの」とは、おや指については指骨間関節、その他の指については第1指骨間関節以上を欠くものをいう。
- 5「指の機能障害」とは、中手指節関節以上の障害をいい、おや指については、対抗運動障害をも含むものとする。
- 6 上肢又は下肢欠損の断端の長さは、実用長(上腕においては腋窩より、大腿においては坐骨結節の高さより計測したもの)をもって計測したものをいう。
- 7 下肢の長さは、前腸骨棘より内くるぶし下端までを計測したものをいう。

② 令和7年4月1日からの障害者総合支援法の対象疾病一覧(376疾病)

平成 25 年度から「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(障害者総合支援法)が施行され、障害児・者の範囲に難病患者の方(下表を参照)が加わりました。これにより、介護給付費、通所給付費、補装具費、日常生活用具費の支給申請等ができるようになりました(指定難病医療受給者証や診断書等が必要になります)。

詳細は、こども福祉課(TL2998-9223)までお問合せください。

▼五十音順

	 新たけ対象となる疾病(7発病) 支配が密型はれた疾病(2疾病) 等等数なみ支援体を目の対象疾病(20対策) 				197日 - 17.18 - 2071日 II NO II 人域はついる(人間) (208日) (208H) (
Ė	NEW CONTROL OF CONTROL	9	たは無機	40	対域が
-		46	*	ō	
0	アイザックスは破除	47	オクシピクル・ホーンは保証	6	クロンカイト・ナ
3	I d A NIG	48	la-	93	里森原
4	1004回海滨市	8	カーニー数は	3	
ю	亚伯性硬化性全脑炎	8	海馬硬化を伴うわ財命国籍でんかん	93	
9	アラソン病	51	潰瘍性大概炎	8	即位
7	アッシャー症候群	22	下顯体創築機能低下症	25	
83	アトピー佐谷朝炎	53	製物は他の動物	85	ği .
6	アペール症候群	\$	東接性低度リボタン(り曲億1(木モ語合体)	66	
10	アジロイドーシス	SS	形装性员在微性天疱疮	100	()
=	アリシール音楽群	99	カナバン病	101	
12	アルボート的教徒	37	化様性禁制性国動炎・原因性環境症・アクネ症候群	102	
2	アレキサンター第	88	お押さに休息	103	
4	アンジェルマン建模群	29	カラクトース-1-リン酸ワリジルトランスフェラーセ次派症	104	100
5	アントレー・ピクスラー位表達	9	カルニチン回路機能的	105	
9	イン西中級自然	8	たい には には には には には には には には には には	100	55
-	一次性ネノコーゼ症候群	8		100	
18	一次性質性措施性必然体制炎。→ → → → → → → → → → → → → → → → → → →	3	関連性的な多のペントは	108	8 公司
2 9	本の近天大学のコー	8	ABOX.2000940194019494	10	
3 :	の一つでは、中国の一つでは、中国の一つでは、中国の一つでは、中国の一つでは、中国の一つでは、中国の一、中国の一、中国の一、中国の一、中国の一、中国の一、中国の一、中国の一	8 8	たとこの語名 サールを指摘され	1 1	
: 2	※公司/ベニー/ ※公司/ベニー/ ※公司/ベニー/	3 8	のエイコロ社会は	1	20次分子部の大日次 次後和禁煙小食
32	AND	S	経行治療機能は田園はあ	113	
24	※METIVAS ※METIVAS ・	3 9	第一般の表現のできません。 サービー 大学 はいかい はいかい はいかい はいかい はいかい はいかい はいかい はいか	114	
30	超過者 31 ~口	8	14年は日本の	:	
26	ひょして一角数学	7	の対象の対象の対象の	211	銀ケロンノ目落1歳
37	サイドンと	2	が200mmに140mm A2	1117	
28	ウエストが保存	i K	金額が整米が広帯形像	118	2000年代の1000年
50	ウェルナーは後輩	74	※製造女信念	119	
30	ウナルフル人の森林	75	日本の名を記念	120	V##356
-	過去が行れた	26	巨大静脈蚤形 (現處]]原周囲仍表人作概率)	121	
32	HTRA1開建設小田館簿	77	巨大動物級奇形(<u>包創間間又住</u> 四條病室)	122	(提發器)
33	HTLV-1助法等部位	78	巨大體的個小店攤店管房都不全建	123	3 コケイン症候群
34	ATR-X監修群	79	(対策国際語の) (中央) ハハイギョ	124	4 コステロ症候群
35	ADH公園報酬	30	原東龍和監察衛力在	125	
36	エーラス・ダンロス症候群	91	的基础的等	126	6 傳鐵網形成建模群
37	エブスタイン症候群	32	部シストロフィー	127	
38	エブスタイン病	83	クシシング無	12	8 ゴナドトロピン分泌力能能
39	エマヌエル症候群	60	クリオピリン語展画展整件教育	129	
40	MECD2重後症软件	35	クリッペル・トレノネー・ウェーバー症候群	130	
41	LMNB1附達大超白資物症 •	98	716	131	70
42	達位型ミオパチー	87	・ヒルグ	132	nee
43	日海海職	33	グルタル酸血症1型	133	
44	黄色粉带骨化症	30		134	4 再生不腐性貧血
3.0	事件のコントロフィー	S		135	

令和7年4月からの障害者総合支援法の対象疾病一覧(376疾病)

D.	広告の	1	かはか	D.	佐佐夕	Γ
136	一番里	176	757	216	ガイアキンド	T
137		177		1,0	8	T
13/		1/1		/17		T
138	The state of the s	178		218	大脳	
139		179	能弱×症候样関連疾患	219		Ē
140	三頭酵素欠損症	180	成人発症スチル病	220	ダウン症候群	0
141	CFC定候群	181	成長木儿モン分泌亢進症	221	高安動脈炎	Γ
142	シェーグレン症候群	182	脊髓空洞症	222	多系統萎縮症	Γ
143	色素性乾皮症	183	骨髓小脑变性症(多系統菱縮症を除く。)	223	タナトフォリック骨異形成症	Γ
144	BC	184		224	多発血管炎性肉芽繡症	
145	自己免疫性肝炎	185	脊髓性筋萎縮症	225	多発性硬化症/視神経脊髄炎	Γ
146	自己免疫性後天性凝固因子久乏症	186	セピアプテリン選元酵素 (SR) 欠損症	226	多発性軟骨性外骨腫症	0
147	自己免疫性溶血性貧血	187	前眼部形成異常	227	多発性囊胞腎	Ē
148	回胺形成不全	188	全身性エリテマトーデス	228	多脾症候群	Ē
149	シトステロール血症	189	全身性強反症	229	タンジーご施	Γ
150	シトリン欠損症	190	先天異常症候群	230	単心奎症	Γ
151	紫斑病性腎炎	191	先天性横隔膜ヘルニア	231	弹性線維性仮性黄色腫	Г
152	脂肪激德伯	192	先天性核上性球麻痹	232	短腸症候群	0
153	老	193	先天性気管狭窄症/先天性声門下狭窄症	233	用 道 閉鎖症	
154	若年性肺気腫	194	先天性魚鱗癬	234	遅発性内リンパ水腫	Γ
155	シャルコー・マリー・トゥース病	195	先天性筋無力症候群	235	チャージ症候群	Ē
156	重症筋無力症	196	先天性グリコシルホスファチジルイノシトール (GPI) 欠損症	236	中隔視神経形成異常症/ドモルシア症候群	
157	修正大血管転位症	197	先天性三尖并狭窄症	237	中毒性表反壞死症	
158		198		238	腸	
159	ジュペール症候群関連疾患	199	先天性赤血球形成異常性貧血	239	TRPV 4 異常症	Γ
160	シュワルツ・ヤンペル症候群	200		240		Γ
191	神経細胞移動異常症	201	先天性大脳白質形成不全症	241	TNF受容体関連周期性症候群	Γ
162	神経軸索スフェロイド形成を伴う遺伝性びまん性白質脳症	202	先天性肺静脈狭窄症	242	低木スファターゼ症	$\overline{\Box}$
163		203		243	天疱瘡	
164	神経有棘赤血球症	204		244	特発性拡張型心筋症	
165	進行性核上性麻痺	202	先天性副腎反質酵素欠損症	245	特発性間質性肺炎	
166	進行性家族性肝内胆汁うつ滞症	206	先天性ミオパチー	246	特発性基底核石灰化症	
167	荆	207		247	特発性血栓症	
168	進行性多単性白質脳症	208	先天性華馝吸収不全	248	特発性後天性全身性無汗症	
169	進行性白質脳症	209	前朗側頭葉姿性症	249	特発性大腿骨頭壞死症	
170	進行性ミオクローヌスてんかん	210	線毛機能不全症候群(カルタゲナー(Kartagener)症候群を含む。)	250	特発性多中心性キャッスルマン病	
171		211	档	251	特発性門脈圧亢進症	
172	心室中隔欠損を伴わない肺動脈閉鎖症	212	総動脈幹遺残症	252	特発性面側性感音難聴	
173	機能時棒徐波活性化を示す発達性てんかん性質症およびてんかん性脳症 △	213	総排泄控遺残	253	突発性難聽 ○	0
174	. スタージ・ウェーバー症候群	214	*	254		
175	スティーヴンス・ジョンソン症候群	212	ソトス症候群	255	中條·西村症候群	
						١

レーベル遺伝性視神経症 コレステロールアシルトランスフェラーゼ/ 劣性遺伝形式をとる遺伝性難聴 もやもや病 モワット・ウイルソン症候群 薬剤性過敏症症候群 遊走性焦点発作を伴う乳児てんか 類天疱瘡(後天性表皮水疱症を含む ヤング・シンプソン症候群 優性遺伝形式をとる遺伝性難聴 ラスムッセン脳炎 ランゲルバンス細胞組織球症 ランドウ・クレフナー症候群 面侧性小耳症,外耳道閉鎖症 両大皿管石室起始症 リジン尿性蛋白不耐症 メーブルシロップ原位 令和7年4月からの障害者総合支援法の対象疾病一覧(376疾病) 362 368 369 370 371 366 マルファンエッフェングでRept マルファン症候群/ロイメ・ディーツ症候群 慢性炎症性助語生多素神経炎/多巣性運動ニューロパラ 慢性血性悪性性蔣高血圧症 慢性の特殊な多発性骨髄炎 ミオクロニーダ神でんかん ミオクロニー説力発作を伴うてんかん 片側痙攣・片麻痺・てんかん症候群 芳香族L-アミノ酸脱炭酸酵素欠損症 副腎白質ジストロフィー 副腎皮質刺激ホルモン不応症 ブラウ症候群 ペルーッド角膜辺縁変性症 ペルオキシソーム病 (副腎白質ジストロフィ 片側巨脳症 へパリン起因性血小板減少症 明塞性細気管支炎 β-ケトデオラーゼ欠損症 ベーチェット病 発作性夜間へモグロビン尿症 VATER症候群 ファイファー症候群 **ブラダー・ウィリ症候**群 ベスレムミオパチ ファロー四徴症 305 305 305 309 310 315 316 317 318 319 323 324 325 326 326 330 332 333 334 335 左肺動脈石肺動脈起始症 ビクミンの依存性くる病 骨軟化症 ビクミンの抵抗性くる病/骨軟化症 ビッカースタッフ脳幹脳炎 非典型溶血性尿毒症症候群 非音器性多発性小腸清陽症 肺胞蛋白症(自己免疫性又は先天性) 肺胞低換気症候群 チンソン・ギルフォード症候群 バッド・キアリ症候群 軟骨無形成症 難治頻回部分発作重積型急性脳炎 肺静脈閉塞症/肺毛細血管腫症 非ケトーシス型高クリシン血症 ネフロン将 脳クレアチン欠乏症候群 脳鍵黄色腫症 脳表へモジデリン沈着症 脳内鉄沈着神経変性症 びまん性汎細気管支炎 **肺動脈性肺高血圧症** 肥満低換気症候群 肥厚性皮膚骨膜症 296 287 288 289 289 290 291 292

厚生労働省のホームページ https://www.nanbyou.or.jp/



❸ マイナンバー制度について

平成 28 年 1 月からマイナンバー制度が始まり、法令等で定める手続きにマイナンバー(個人番号) が必要になりました。

こども福祉課でマイナンバー(個人番号)が必要になる手続きは次のとおりです。

- ○療育手帳の申請
- ○特別児童扶養手当の申請
- ○自立支援医療(育成医療)の申請
- ○補装具費(交付・修理)の申請
- ○補装具費・点字図書の自己負担額の補助金の申請
- ○日常生活用具費の申請
- ○重度障害児等への紙おむつ購入費の申請
- ○ホームヘルプサービスの申請
- ○移動浴そう車の派遣の申請
- ○短期入所(ショートステイ)の申請
- ○日中一時支援事業の申請
- ○移動支援事業の申請
- ○児童発達支援の申請
- ○保育所等訪問支援の申請
- ○居宅訪問型児童発達支援の申請
- ○放課後等デイサービスの申請

これらの手続きに、<u>申請者(保護者)</u>及び<u>対象児童</u>の マイナンバー(個人番号)が必要です。

具体的には下表の書類等が必要です

(個人番号に変更がなければ、各制度2回目以降の申請等には不要です)

保護者本人が申請者の場合 A)	法定代理人 (親権者、未成年後見人、後見人) が申請者の場合	法定代理人以外 が申請者の場合 (家族が申請する場合を含む)
・個人番号カード または	A) 欄の書類等(本. +	人確認書類を除く) -
・番号通知カード※1 か個人番号付住民票 + <u>本人確認書類(※2)</u>	・代理人の <u>本人確認書類(※)</u> ・戸籍謄本その他その資格を証明 する書類	・代理人の <u>本人確認書類(※)</u> ・委任状

- ※1 令和 2 年 5 月 25 日時点において、氏名、住所等の記載事項に変更がない場合又は 正しく変更手続きがとられている場合に限り利用可能
- ※2本人確認書類として認められているもの(次のいずれか)
 - ・顔写真がある官公署が発行した証明書を1点(例:運転免許証、障害者手帳等)
 - ・顔写真が無い官公署が発行した証明書を2点(例:保険証、年金手帳、受給者証 等)

○ 障害者マークの紹介

障害者 マーク の紹介

障害者に関する"マーク"には、次のようなものがあります。マークを見かけた場合は、ご配慮をいただけますようお願い致します。マークの使用や著作権、入手方法などは、それぞれの「問合せ先」にご確認ください。



◆ 障害者のための国際シンボルマーク(色:青地に白)

障害のある人々が利用できる建築物や公共輸送機関であることを示す世界共通の国際シンボルマークです。使用については 国際リハビリテーション協会の「使用指針」により定められています。なお、このマークは、すべての障害者を対象としたも ので、とくに車イスを利用する障害者に限定し使用されるものではありません。マークの使用や著作権については、(財)日本 障害者リハビリテーション協会で管理しています。

問合せ先:財団法人日本障害者リハビリテーション協会 TEL03-5273-0601



◆ 身体障害者補助犬啓発マーク(色:青)

補助犬を啓発するために"補助犬"を受け入れる店の入り口などに貼るマークです。"補助犬"とは、身体障害者補助犬法で定められた「盲導犬」「介助犬」「聴導犬」の3種類を言います。一般のペットとは異なり、他人に吠えないなど"補助犬"としての能力を認定された犬だけが"補助犬"と認められます。不特定多数の方が利用する施設(デパートや飲食店など)では、受入が義務づけられています。このほかにも様々なデザインのシールが、補助犬受け入れの表示マークとして使われています。問合せ先:厚生労働省社会・援護局 障害保健福祉部企画課 地域生活支援室 [ELO3-5253-1111(代)



◆ 聴覚障害者シンボルマーク(色:緑)

耳の不自由な方が、自分の耳が不自由であることを表すのに使用します。また、自治体、病院、銀行などがこのマークを掲示し、耳の不自由な方から申し出があれば必要な援助を行うという意思表示を示すのに用います。

問合せ先:社団法人全日本難聴者・中途失聴者団体連合会 TeL03-3225-5600 Fax:03-3354-0046



◆ オストメイトマーク(色:黒地に白)

オストメイト(人工肛門・人工膀胱を保有する方)を示すマークで、日本オストメイト協会が提唱しています。オストメイト対応であることを示すために、トイレの入口に表示するものです。なお、「オストメイト対応トイレ」とは、排泄物の処理、 腹部の人工肛門周辺皮膚や装具の洗浄などができる配慮がされているトイレです。

問合せ先:社団法人日本オストメイト協会 Tel 03-5670-7681



◆ ヘルプマーク(色:赤地に白)

義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、または妊娠初期の方など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるよう、作成したマークです。 ヘルプマークを持つことで「援助や配慮を必要としていること知らせる効果」と、それを見た方に「援助や配慮に気づいてもらう効果」があります。

問合せ先:埼玉県福祉部障害者福祉推進課 Tat: 048-830-3294 Fax: 048-830-4789



◆ 「ハート・プラス」マーク(色:青地に白、ハートと十字は赤)

心臓疾患などの内部障害があることを示すシンボルマークで、ハートプラスの会が提唱しています。身体に「内部障害・内部疾患」というハンディキャップがあっても、外観からは判らないため、「内部障害者」は、まだ社会に充分に理解されていません。電車の中や職場、スーパーなどいろいろな場所で、「辛い、しんどい」と声に出せず我慢している人がいます。そのような方々の存在を視覚的に示し、理解の第一歩とするため広く利用を呼びかけています。 問合せ先:ハートプラスの会 Tel・Fax:052-718-1581



◆ 盲人を表示する国際マーク(色:青地に白)

世界盲人連合(WBU)が定めた世界共通の国際シンボルマークです。 WBUでは『このマークを手紙や雑誌の冒頭に、あるいは歩行用に自由に使用してよい。色はすべて青にしなければならない』としています。このマークが付いた歩行者用信号ボタンのある横断歩道は、視覚障害者が安全に渡れるよう、時間が長めに調整されています。

問合せ先:社会福祉法人日本盲人福祉委員会 Tel 03-5291-7855



◆ 身体障害者標識(色:青地に白)

肢体不自由者が運転する自動車に貼る標識で、道路交通法に定められています。肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている方は、その障害が自動車の運転に影響を及ぼすおそれがあるときは、この標識を表示して運転するよう努めなければなりません。この標識を付けた車両への幅寄せ等は禁止されています。

問合せ先:所沢市交通安全協会 Tel·Fax:04-2995-1050



◆ 聴覚障害者標識(色:緑地に黄)

聴覚障害者が運転する自動車に貼る標識で、道路交通法に定められています。聴覚に障害のある方でも、ワイドミラーの装着等を条件に普通免許に限って取得することが可能となりました。これにより免許を取得した方が普通自動車免許証を運転する場合は「聴覚障害者標識」を表示しなければなりません。この標識を付けた普通自動車への幅寄せ等は禁止されています。問合せ先:所沢市交通安全協会 Tal·Fax:04-2995-1050



所沢市こども未来部こども福祉課 〒359-8501 所沢市並木 1-1-1 ILO4-2998-9223 Fax 04-2998-9035